

No. 08-01

貧困から福祉への昇華：
歴史制約下にあるベヴァリッジ理念の普遍性

小峯 敦

2008年4月

2008.4.28／共通論題

貧困から福祉への昇華：
歴史制約下にあるベヴァリッジ理念の普遍性
Version 2.4

小峯 敦

要旨

社会権の立法化が進んだ 1910 年代から 1940 年代までに、貧困や福祉をめぐる経済思想は大きく進歩を遂げていた。しかし公正（社会的正義）と効率（経済的合理性）の問題に対して、前者を切り離すか、居心地の悪い併存にしておくか、後者を隷属させるか、という思考法に分類され、両者を調停する論理と制度が発見できなかった。

その調停方法が「福祉国家の合意」である。ベヴァリッジは貧困への対処をリスク管理問題としてスライドさせ、価格統制や国有化とは縁遠い社会保障制度を考案した。特殊な貧困者だけでなく普遍的な市民が考察され、さらに窮乏から自由のみならず、能動的な市民の条件も考察された。ケインズはベヴァリッジ計画の経済的実現可能性を高めた。さらに、正統的な経済学的思考（長期＝ノルム）を破棄し、社会権と両立する経済学の体系を考案した。両者の思想は補完的であると同時に、相互を強化する。まさに両者が貧困と福祉の問題に一定の答えを出したのは、必然的であった。

第 1 節 はじめに

第 2 節 20 世紀前半の貧困-福祉問題

- | | |
|---------------|----------------|
| 2-1 一般的な状況 | 2-2 経済学者の対処と純化 |
| 2-3 有力な経済学者たち | 2-4 異端の経済思想 |
| 2-5 新しい問題の出現 | |

第 3 節 貧困から窮乏へ

- | | |
|-----------------|--------------|
| 3-1 ベヴァリッジ報告の背景 | 3-2 貧困観 |
| 3-3 窮乏対策とその前提 | 3-4 福祉への第一段階 |

第 4 節 経済との結節から包括的福祉へ

- | | |
|------------|-------------|
| 4-1 経済との結節 | 4-2 ケインズの賛意 |
|------------|-------------|

4-3 自発的活動と市民権

第5節 福祉国家の現実化と空洞化

5-1 福祉六法

5-2 保守党内閣

5-3 労働党内閣

5-4 貧困の根絶？

第6節 おわりに

参考文献

第1節 はじめに

1942年¹を福祉理念の定点と見る時、貧困と福祉という概念を経済思想の観点から考察する意味は何だろうか。この根元的な問題意識を秘めつつ、本稿はこの時代の代表的な経済思想家・福祉思想家であるウィリアム・ベヴァリッジ William Henry Beveridge (1879-1963) の主著その他に絞る形で、議論を展開する。その包括的な理念は貧困や福祉をどのように捉えて解答し、現実にとどのような衝撃を与えたかを追求したい。その際、ベヴァリッジ理念²を多様な経済思想から投射するという視座を採用する。特にケインズ経済学との連結性である。貧困から窮乏へ、窮乏から福祉へ、という転換も意識される。また福祉国家という概念はなぜ戦後、強力な合意となりえたのか、そして現代は瓦解したかに見えるのか——この問いかけにも示唆を与えることになるだろう。つまり、ベヴァリッジの構築した福祉理念の歴史的制約を見出しつつ、なお現代にも示唆を与える普遍性をも発掘することになるだろう。全体を通じて、彼の思想と当時の社会通念（あるいは時代精神）がどの程度に同期 *synchronization* し、どの程度に逸脱 *deviation* しているかも常に意識しておきたい。

そのための効果的な論述方法として、1909年という始点³と1950年代という終点を定める。個別の社会保障制度が次々と実現していく中、その期間の経済思想を3つに類型化した後、『ベヴァリッジ報告』を軸とした貧困概念、福祉概

¹ 1月に連合国26カ国が「大西洋憲章」(1941.8)を冒頭に含む共同宣言に調印した。その第6条は「すべての人類が恐怖および窮乏から解放されて」とある。12月には『ベヴァリッジ報告』が公表された。

² 単に『ベヴァリッジ報告』の思想のみならず、1940年代に彼が持っていた福祉に関する総合的な価値理念。

³ 救貧法委員会少数派報告書、ベヴァリッジの主著『失業』、職業紹介所法という出来事があった。当時の福祉政策思想については江里口(2001)を参照。

念を時系列的に追う。具体的な論点として、次の二点のみに絞りたい。いずれの場合も、彼の意図と制度的帰結の位置関係に留意する。第1に、貧困は1940年代の当時、どのような概念であったか。この中には貧困の根本的原因、および貧困の具体的状況（数値化）が含まれるだろう。第2に、「個人／経済による貧困の根絶」という「消極的自由」の問題を越えて、「国家／社会による福祉の追求」という「積極的自由」の問題はどのように設定されていたか。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では貧困観の一般的な状況を概観した後、代表的な経済学者の貧困や福祉に対する対処法を見る。何が発展し何が残されたかである。第3節では『ベヴァリッジ報告』における貧困状態の定義とその原因を概観する。窮乏という新しい用語、その数値化、社会保障政策の具体案が問題となる。第4節では1942年の報告書を包含する形で、その後の著作も取り入れながら、ベヴァリッジが「良き社会」をどのように構築しようとしたかを探る。ケインズの賛意が鍵となる。第5節ではチャーチル内閣とアトリー内閣で実現した法案、および1950年代前後の状況を略述し、彼の理念と現実の「福祉国家」思想がどのような位置関係にあったかを探り出す。第6節では本論をまとめつつ、短い示唆を与える。

第2節 20世紀前半の貧困-福祉問題

この節では20世紀初頭から1930年代までの貧困問題への対処を考察する。前半では一般的な貧困観の転換を略述し、後半では経済学者の貧困や福祉への典型的な思考法を3つにまとめる。

2-1 一般的な状況

イギリスの貧困観⁴は大まかには、次の四段階で旋回してきた。(1)中世の安定的な封建時代にあつては、身分属性としての貧困があつた。キリスト教徒の清貧はむしろ徳目であつた。(2)相次ぐ戦争や黒死病の流行や囲い込み運動によって封建制が崩壊し、人々の移動が激しくなつた時代にあつては、放浪者的な貧困が出現した。(3)絶対王政時代に、エリザベス救貧法(1601)などで中央集権的な——しかし実態では教区中心的な——施策が命令された時期である。資本主義が発達するにつれ、さらに怠惰な貧民による貧困が付け加わつた。尊敬すべきは自立・節約する労働者であり、その裏側として施しを受ける者は被

⁴ この問題は毛利(1990: 130-131)、安保(2005: 303-304)に詳しい。

救恤貧民 *pauper* として様々な自由が剥奪された。個人的資質が欠けているために、人々は貧困に陥ると見なされた⁵。その強固な思想を体現したのが 1834 年の新救貧法であった。勃興する産業資本主義に怠け者をどう組み込むか、という問題意識もあった。(4) ところが 19 世紀末にかけて「貧困観の旋回」という大転換が起こった。個人貧から社会貧へ、道徳的・個人的な貧困から経済的・循環的な貧困へ、という意識革命であった。それを支えたのがブースやラウントリーによる「科学的貧困調査」、および救貧法委員会の少数派報告、そして公正賃金や「働く権利」を求める運動などであった。

それでは 1942 年に向かって、こうした貧困観はさらに 1909 年と比べて断絶したのだろうか。暫定的には否と答えておこう。そしてこう添えよう。貧困観には連続性があるが、貧困をとりまく状況は激変した、と。以下でその意味を確定しておこう。

20 世紀初頭のイギリスで最も特徴的なことは、貧困観の旋回を受けて、貧困を根絶するための具体的な社会立法が次々と現実化し、またそれを支える思想も豊穡になったことである。「自由党／自由主義の改革」を受けて、学校給食、老齢年金、最低賃金制、職業紹介所、健康保険、失業保険などが 1911 年までに次々と実現した。王立救貧法委員会報告書(1909)とは距離を置く形で、救貧法体制が実質的に停止されたのである。つまり救貧法体制では、公的扶助を受ける権利(被救済権)は市民権の剥奪⁶と同値であった。しかし一連の社会立法では労働者の生存権を認めた上で、その権利と対になる義務は強制保険における拠出のみとなった。もちろん種々の保険はやや限定された層しか適用されなかったで、完全な普遍性があったわけではない。それでも大まかには、児童・高齢者・病人・労働能力喪失者・失業者が救貧法体制から抜け出すことになった。財源は 1909/1910 年の「人民予算」であった。相続税の強化、土地課税の新設、酒・タバコ税の強化などで、貴族院の反対を押し切って新たな財源を確保したのである⁷。

人民予算による新たな所得再分配政策によって、新しい社会立法はかろうじ

⁵ 古典派経済学者と救貧法の関係を考察した新村(2005)、渡会(1997)(2000)を参照せよ。

⁶ この場合は、個人的人望の失墜、身体的自由の拘束、政治的権利の失効が含まれる。貧民の汚名 *stigma* である。

⁷ 海軍補強という名目もあった。マーシャルは「社会福祉予算」と呼んだ。

て平衡を保つ方向性があった。それが瓦解させたのが、第一次世界大戦とその後の経済混乱である。最初は復員した兵士に「寄贈計画」という無拠出の年金が提供され、続いて激化する労使関係を宥めるためもあり、無契約給付や拡大給付が失業保険体制に附属することになった⁸。これは労働党でも保守党でも同じことであった。「保守と労働の相違は現実にあるというよりは、むしろ修辭的であった」。なぜなら「貧困が政府の活動によって是正されるべきという意見が、今では政治家のあいだで一致して見られるようになった」(Taylor 1976: 237、訳 215、I 卷)からである。失業中の生活を支えるため、拠出とは関係なく給付が行われた。1920年代全般で、失業保険の拡大は、無意識のうちに事実上、「権利としての公的扶助」という実態を作り上げた。経済環境の激変——構造不況、金本位制の復帰や離脱、世界大恐慌——を受けて、貧困はますます個人の問題ではなく、社会システムに組み込まれた必然的で労働者全員に関わってくる難事となった。そして戦時中の管理経済の進行を受けて、その難事に対応するマクロ経済的な対処法も徐々に提唱され、発動されるようになった。特に公共事業の拡大による景気循環の緩和である。ケインズがその主唱者であった。様々な施策で失業状態を緩和し、よって失業時の貧困を救うことになった。社会保険が瓦解し、公的扶助が拡大したのである。それによって労働者全員の権利(生存権)が制度的に整ったのである。

しかし心理的にも財政的にも、難題が残った。救貧法体制では権利と権利剥奪が表裏一体化し、施しが拡大しないように(原理的には)歯止めがかかっていた。これに対して1910年代からの社会立法制度では、公的扶助は不可侵としての権利として確立したため、その見返りが求めにくい——制度の存続可能性について思考停止になりがち——という欠陥が始めからあった。保険給付は権利であり、それに対して個人が選好を偽ったり別の誘因を抱いたりという可能性に目をつぶっていた。いわば、権利や慣習という伝統的な社会領域と、経済的合理性・効率性・実行可能性の折り合いをどうつけるのかという新しい問題が出現してきたのである。

そこに幅広い視野から社会問題に接近し、同時に専門的な経済的知を持つ担い手が活躍できる素地があった。この意味は学界と官界・政界・財界、社会と経済、素人と玄人という両者をそれぞれ通約可能・通訳可能にしてくれる存在である。マーシャルが尽力した経済学の制度化によって、専門的な経済学者が

⁸ 詳しくは小峯(2007: 231-234)を見よ。

次々と生まれてきた。あるいは大学では別の専攻ながら、長く経済問題に取り組んできた官僚その他の専門家もいた。彼らは第一次世界大戦において、経済の管理化という場面に共に立ち会ったのである。1942年という1つの到達点を見る前に、ここで20世紀初頭からの経済学者について、貧困および福祉への典型的な対処法を略解しておこう。

2-2 経済学者の対処と純化

20世紀初頭から専門的経済学者が出現し、認知され、学問内部での自己増殖を続けるとともに、学問外部へも産業界や政策集団などの影響を与え始めた。株式会社の進展により所有と経営の分離が促され、多くの大規模産業が勃興すると同時に事業の集中化（独占、寡占、トラスト、コンチェルンなど）も進んだ。いわば経済の論理と実態が今までになく拡大してきたのである。その中で従来の社会慣習など、経済世界以外との軋轢も目立ってきた。

こうした状況を概観する時、経済学者・経済思想家による貧困や福祉の扱いは、大まかに次の3つに分類できる。いずれも経済⁹と社会¹⁰の力関係を1つの基準としている。第1に、大学人の中枢にいる正統派の傾向である。ピグーに始まる厚生経済学の拡大・修正可能性をめぐる理論的な発展であった。社会的諸力を経済から切り離し、無視や回避をするという態度であった。第2に、当時、世論や政策形成にも影響力を持った有力な経済学者による典型的な傾向である。キャナン、チャップマン、クレイ等である。最低賃金や雇用の確保という社会権を認めつつ、長期均衡との不一致に苦悩するという居心地の悪い態度であった。第3に、大学の周縁部にいるエコノミストの異端的・非典型的な傾向である。代表例としてホブソン、ポランニー、トーニー、コールがいる。道徳や文化の優位を説き、経済を劣位に置くという態度であった。以下で、それぞれの傾向を説明していこう。

第1は1900年代中葉から始まる厚生経済学の洗練化である。始祖ピグーA. C. Pigou (1877-1959)の意図を越え、厚生経済学というスローガンは経済学者が「科学性」という信念を携えた上で、理想の状態を語る分析用具を開発させ

⁹ ここでは人々の欲求と財サービスの供給を結びつける資源配分のありよう、と定義しておこう。

¹⁰ ここでは経済の領域を含みつつ、市場以外の機能、価格以外の価値を含む人間集団の場、と定義しておこう。

た。ピグー自身は多様な厚生概念（心の良き状態）を根本に秘めていたが、結果的に経済学者が経済的厚生に集中すべき¹¹という時流を作り出した。ピグーによる効用の個人間比較を経済科学の対象外と指弾したロビンズ Lionel Robbins（1898-1984）は、補償原理および社会的厚生関数という新しい道を切り開いた。前者はある政策によって受益または損失を被る人々が存在しても、彼らの間で仮説的な補償を考慮することで——パレート改善という基準から——誰もが同意できる政策があり、それが望ましいことを明らかにした分析である。後者は社会的価値を関数の外部に置きそれを所与とした上で、個人的評価から社会的な望ましい順序に変換する装置である。この理論的な発展途上で、規範的な価値判断と客観性を標榜する経済分析との峻別がますます促された。技巧 art と科学 science の区別は、もともとケンブリッジの伝統であり、シジウィック等によって明確化された。この時代は前者の棄却、後者への集中という形で専門的経済学者の傾斜が明らかになりつつあった。それゆえ、理論的分析で大きな発展をしたものの、政策を支える理論的・思想的骨子とはなり得なかった¹²。この傾向はアメリカに覇権が移った現在にも続く。社会問題（価値観）の排除、切り離しという態度であった。

2-3 有力な経済学者たち

第2はより現実的な有力経済学者の態度である。彼らは経済学の伝統的な分析を守った上で、社会権の拡大¹³という20世紀初頭以来の傾向と折り合いを付けようと苦心していた。それは居心地の悪い併存状態であった。ピグーもこの中に含まれる¹⁴が、それ以外の4人の代表例を挙げておこう。

まずシドニー・チャップマン Sidney J. Chapman（1871-1951）である。彼はケンブリッジ出身で、マーシャルとも交流があった。長くマンチェスター大学の経済学教授を務めた後、1918年から1927年まで商務省次官を務め、続い

¹¹ 次の言明がこの立場を明らかにしている。「経済効果は要するに、大まかには比較可能であり」、「ある政策が経済効果で他よりも確かに優れているならば、全体としてもおそらく優れているだろう」（Pigou 1907: 981, para. 10）。

¹² さらに、補償原理も社会的厚生関数も、提唱者が期待したような理論的無謬性どころか、多くの理論的困難を抱えた。鈴木（2007: 100）などを参照。

¹³ 18世紀は市民的自由、19世紀は政治的自由、20世紀は社会的自由の獲得という図式は Marshall（1992/1950: 8）にある。

¹⁴ 国民最低限保障や最低賃金法に対する態度より。小峯（2007: 152-154）。

て1932年まで政府の首席経済助言官となった。学界と官界の架け橋となった人物であり、救貧法委員会で証言するなど労働問題や地域産業問題（ランカシャの綿業など）に造詣が深かった。その彼は極めて早くに『失業』（1909）を共著で執筆し、雇用の変動という害悪に正面から考察した。労働者の暮らしに重大な影響を与える失業の原因は、需給の調整不良や摩擦であり、個人的資質も関係ある。つまり市場の不良、あるいは「社会的タイムラグ」（Chapman & Hallsworth 1909: 145）のせいである。結論部分でチャップマンは次の両方の見解を吐露せざるを得なかった。一方で、市場には均衡への回復力が備わっている。他方で、現実の調整不良には政府が何らかの対処を——特に職業紹介所によって——求められる（Chapman & Hallsworth 1909: 151）。チャップマンは最適な労働時間を限界分析によって解明した¹⁵人物であり、ここでも正統派的思考の内部で労働者の幸福を考えようとしていた。

次にヘンリー・クレイ Henry Cray である¹⁶。彼はオックスフォード出身で、労働者教育協会¹⁷ Worker's Educational Association で17年間講義を行った。その後マンチェスター大学に異動し、1929年にはイングランド銀行総裁・ノーマンの助言官となった。新しく社会経済学という講座が彼のために作られるほど、社会問題に関心を持っていた（PWSA 1954: 2）。彼によれば「産業平和」¹⁸は高賃金ではなく「公正な賃金」Fare Wageによる。公正な賃金とは同じ技能を持つ労働者が同等に扱われることである。クレイは不平等を是正し、国家が労働者の生活・教育・雇用の水準を維持すべきと説いた。その上で貧困は慢性的な窮乏、時々不幸な出来事（失業）、そして不平等から生じるとした。また、公正にして生活していけるという社会的・倫理的な標準に現実の賃金が従い、労働の需給とは無関係になってきたと論じた（Clay 1929: 334）。このため、慣行（社会的諸力）に大きく支配された賃金は、最低賃金制などの公的な規制によってさらに強められる。しかし同時に「究極的にはそれは労働に対する需要…に一致しなければいけないけれども」（Clay 1929: 325）と但し書きを付けた。現実の水準と均衡水準が乖離すれば、それは失業の増大をもたらし、多くの苦

¹⁵ Chapman (1909: 354) は余暇の価値、賃金、仕事の不効用を考えている。

¹⁶ 以下は若森 (2003: 50, 53) なども参考にした。

¹⁷ 1903年創立で現存する。生涯教育を担う中では、イギリス最大のボランティア団体であり、650の支部がある。<http://www.wea.org.uk/aboutus/index.htm>

¹⁸ 当時の表現。労使交渉が穏便に行われ、怠業や破壊的な労働争議が起こっていないこと。

痛とともに均衡水準の近くへ復帰するだろう。ここに道徳的な慣行と、経済諸力の分離が自覚されている。

LSEの開学から経済学の主任教授を担ってきたエドウィン・キャナン Edwin Cannan (1861-1935) は、人々の福祉全般の向上を経済学の目標としてきた。「経済的という単語で何を意味するのか…、＜物質的な厚生 material welfare と関係ある＞という表現に頼らざるを得ない」(Cannan 1917/1914: 17) と。確かに物質と非物質の境界は画定しがたいが、「世界全体に向けた経済学の理想は、人間1人あたりの最大限可能な物質的福祉であると言うべきだろう」(Cannan 1912/1908: 272-273)。このキャナンは1930年にクレイの議論を厳しく批判している。「しかし彼は被保険者の心に対する保険の影響を、あまりにも気軽に無視している。…保険の枠組みは次のような経済的圧力を減らしてきた。つまり人々が雇用の機会に飛びつかせる…という圧力である」(Cannan 1930: 46)。この局面では、彼は保険の悪影響をむしろ語っていて、それによって実現できるリスク管理は重視していない。労働市場を人為的に攪乱しているという認識であった。総じてキャナンの思想は、経済学の本流にありながら、マーシャルへの対抗心とオックスフォードの理想主義（非物質主義や全人格教育論）を体現していた。

1929年のクレイ演説を振り返る1955年のヒックス John R. Hicks (1904-1989) も興味深い。彼はクレイによる賃金政策の分析を「本質的に正確な分析であった」(Hicks 1959: 85、訳 103) と振り返りつつ、その特徴を次のようにまとめた。当時、賃金は既に非経済的な諸力——公正ないし正当と考えられる慣習——によって、大いに影響を受けていた。公的規制はそれに拍車を掛けた。しかし1931年の金本位制離脱後は、クレイの考えている調整機能は全く逆転してしまった。それまでは貨幣的な機構が与えられて、その中で賃金が労働の需給を一致させるような傾向を持つ経済的諸力が働いた。それ以降は現実の賃金そのものが与えられて、それに合わせるように貨幣政策が均衡水準を探す必要が出てきた。「われわれは金本位にあるのではなく、労働本位にあるのだと言うことは、ほとんど誇張ではない」(Hicks 1959: 88、訳 107)。この問題はケインズ革命を別の面から示したものである。貨幣賃金（あるいは実質賃金）が労働の需給を調整するパラメータなのか、それとも公正さという経済外部から与えられた現行賃金を正当化するように、需要管理政策によって所得などが動かざるを得ないのか、である。戦後のヒックスはケインズ革命を既に体験し

ていたため、賃金の扱いに悩むクレイの思考法を正確に掴むことができた。それは経済システムの中で福祉・厚生を考えるという新しい態度であり、もっと一般化すれば、経済的諸力が非経済的要因と矛盾する場合、経済学者がどのような結論を出すかに関する新地平であった（4-3 で後述）。

2-4 異端の経済思想

第3の傾向は主流派ではない経済思想家にある。代表的な4人を挙げておこう（そのうち3人はオックスフォード出身である）。

異端の経済学者・ホブソン J. A. Hobson (1858-1940) に関しては多言を要しない¹⁹。ホブソンは早くから『貧困の問題』（1891）や『失業者の問題』（1896）を著し、経済学者として最も直接的に貧困問題・失業問題を正面に据えた。すべての害悪は所得の偏在が過少消費をもたらすこと——このような異端的経済分析を行っていたので、貧困を解消することが直接に目的となったのである。さらに彼は『社会問題』（1901）、『仕事と富』（1914）、『富と生活』（1929）という一連の著作で、人間的厚生economics of human welfareという概念を提唱した。仕事は単なる苦痛なのではなく生き甲斐となるべき、消費の中身も享乐的というよりも創造的になるべき、という教えであった。ホブソンは当初からラスキンや T. H. グリーンに傾倒しており、ホブハウスは生涯の友人であった²⁰。ロマン主義的な理想が経済学を覆っていたと判断できる。

トニー R. H. Tawney (1880-1962)²¹はキリスト教社会主義を唱えた。オックスフォード大学で教育を受け、労働者教育協会に関与しつつ、LSE で経済史教授となった。その主張は機能社会 **Functional Society** と獲得社会 **Acquisitive Society** の対比に明らかとなる。「機能とは社会的目的という理念を体現し、かつ表現する活動」（Tawney 1952: 9、訳 302）として定義されるので、かつて存在した機能社会とは「富の獲得を社会的義務の遂行に従属させることを目的とし」（*ibid.*: 32、訳 315）ている²²。これに対して現代社会は獲得社会であり、「何

¹⁹ 主に八田（2007: 145）を参考にした。

²⁰ ホブソンの追悼文は Cole（1940）にある。

²¹ ベヴァリッジの義弟であり、大学の同級生である。ともにトインビーホールに寄宿した。最晩年まで親友であった。Harris（1997: 476-477）も見よ。

²² 「…遂行すべき社会的目的に経済活動が従属することによって、その手段的な性格が強調されるように、社会はその産業を組織化しなければならない」（*ibid.*: 242、訳 394）。特に「経済活動そのものに、社会の主人ではなく使用人

の奉仕も伴わない経済的利益の機会」が充満し、「経済的利益をめぐる闘争が全社会を熱狂」(ibid.: 241-242、訳 393-394)させている。特に機能なき所有(個人的権利)である大規模資本家による富の占有は、廃止されなければならない。機能社会は「共通目的への献身によって鼓舞されうる共同社会」(ibid: 227、訳 388)であり、「人類が完成 perfection に向かう過程の段階」(ibid: 235、訳 391)である。まさにこれはキリスト教精神であった。トーニーは1人1人の使命感や人格陶冶こそが経済的利益に優先されるべきと考え、かつてキリスト教的共同体に復古すべきという目的を持つ。ただしその手段は資本家を解体し、産業への統率力を奪うことにある。いずれにせよ、経済に対する社会の優位性が説かれた。

コール G. D. H. Cole (1889-1959) はロマン主義的なギルド社会主義を初期には²³提唱した。現行の経済システムは「人間の健康と幸福とをく需要供給の法則」により、すなわち市場の考察によって決定される」(Cole 1918: 21)ものだが、これは富・地位・権力に著しい不平等を生む。そこで労働者が自発的に、分権的に組織した生産共同体に期待がかかる。この計画経済では「需要ではなく、必要／ニーズが生産的活動の価値を決める」(Cole 1935: 235)。個人への分配は労働の対価と、市民であることに対する「社会的配当分」である。前者は純粋な経済行為によるから各人で不揃いだが、後者は全員に均一である。後者の部分は最低限の保証と解釈されるだろう。コールは前者と後者の比率を2:3として、後者をより厚くすべきと説いた。さらに社会主義は「幸福への手段に対して、すべての人が平等の権利を持つ」という道徳的な目的の点で、通常の経済学から峻別される(関 1952: 290)。こうしたコールの思想²⁴は、経済の領域を限定した上で、それを越える社会権が存在するというものである。

ポランニーKarl Polanyi (1886-1964) は独特な経済発展観を持っていた。19世紀を支配してきた自己調整的市場 self-regulating market (Polanyi 1957/1944: 3、訳 3) は——列強の勢力均衡、国際金本位制、自由主義的国家と

としての適切な位置を与える」(ibid.: 241、訳 393) という認識は、ベヴァリッジと酷似している(小峯 2007: 397)。

²³ コールは1920年代から、ギルドという組織よりは国家による計画経済に期待を寄せたが、その精神は連続していた(関 1952: 285-286)。

²⁴ 第二次世界大戦中は「ナフィールド大学戦後再建調査」でコールはベヴァリッジに協力し、『ベヴァリッジ報告』の基礎固めに資した。Harris (1997: 417, 421) を見よ。

共に——1930年代までに崩壊した。これが現代であり、「大転換」the great transformation の意味である。自己調整的市場とは、経済的資源を自由な市場が滑らかに調整する場である。この市場はけっして直線的に発達してきたのではなく、絶えず「社会からの自己防衛」という反動を受けてきた。つまり労働・土地・貨幣などを擬制商品 (ibid.: 72、訳 97) として市場に流通させ、競争的な市場を拡大させようとしても、市場が発する有害な影響は常に干渉され規制を受けていた。その最終的な結果が、社会主義でありファシズムであり、ニューディール政策であり福祉国家であった。ポランニーには資本主義的秩序において、社会と経済の対立関係が自明である。例えば「賃金制度と〈生存権〉の共存が不可能であること、言い換えれば、賃金が公共の基金から助成される限り資本主義的秩序は機能しない」(ibid.: 81、訳 109) とみなされた。また、擬制商品の発達など競争的市場の発展が、逆に貧困や社会の発見、経済学の形成を導いたとした (ibid.: 85、訳 114)。ここには文化や道徳など、経済の自己調整メカニズム以外の社会防衛システムがより重視されていることがわかる。

2-5 新しい問題の出現

救貧法体制が事実上崩壊し、1920年代の失業保険が典型例であるように、生活を守る権利としての国家給付が拡大してきた。特に貧困の問題は公正な賃金や不規則な雇用と密接に結びついた。この中で経済思想家の対処法は、3つに分かれてきた。第1は厚生経済学の発展である。そこでは経済学の科学性が標榜され、パレート効率性という基準が急速に若い理論経済学者の間で浸透することになった。ただしこの理論的な精緻性は、現実の社会立法や世論形成にほとんど何も影響を与えない——あるいは無関係である——という副作用を伴った。社会的規範を経済的分析の外部に置くという現在にも通じる経済学の方法が、まさに厚生の問題を論じるときに発展したという事態は逆説的である。第2は有力な経済学者による分裂した思考法である。彼らは総じて学界のみならず官界・政界・財界にも密接な関係を持ち、そのため一方で最低賃金法など社会権の拡大を当然視し、受け入れている。他方で長期における需給の清算という経済学のノルムも守っている。ここには両者をどのように調停するかという問題が残されることになった。第3は正統派とは関係ない経済思想家の多様性である。彼らには守るべき理論のノルムが存在しないため、自由な発想から貧困や福祉の問題に接近しえた。共通した傾向は、経済システムと社会規範とを

対立勢力と見立て、後者の優位性を説く点である。

1910年代から25年ほどの経済思想を振り返ると、経済学内部で貧困や福祉の問題群を扱う準備が整ってきたことがわかる。その原因を2つに求めておこう。第1に、貧困は個人的資質の問題を越えて「社会貧」であるという通念、そして貧民ではなく市民全員を対象とする改革措置が19世紀末から急速に広がったためである。社会的状況に原因がありその改革が立法化されるとすれば、その中の経済的状況を分析対象とする経済学に出番が回ってきたのは当然であった。第2に、貧困問題を経済学で扱うための準備が整ったからである。問題の限定とスライドという方式である。厚生経済学の定着・発展は、交換に焦点を当てがちであった限界革命後の経済学において、富とは何か、幸福とは何かという問題を再び活性化させた。貧困という一状態を越えて、良き社会や理想像を求めつつ、その具体的到達方法を分析することになった。また雇用の変動（失業状態の持続）、望ましい賃金や余暇時間、労働組合や消費者団体などの望ましい団体、産業組織論という具合に、経済学者が扱いやすい領域に貧困問題をシフトさせつつ分析した。つまり、マクロ面・ミクロ面どちらからも、限定された精緻な理論的接近方法も開発されていった。

しかしこうした発展にもかかわらず、重大な問題が残された。社会的権利（国民最低限保障など）や慣習（公正な賃金など）と、経済的合理性や経済システムとが、水と油のように交わらないままになっていたことである。前者の無視や切り離し、両者のあいまいで矛盾する並立、前者の圧倒的優位という具合に経済学者の態度は分かれたが、両者の統合する論理がない——あるいは、求めない——点では同じ傾向にあった。両者を滑らかにつなぐ結節点が明らかに存在していなかった。この問題はベヴァリッジとケインズが自覚する1940年代まで持ち越されることになる。

第3節 貧困から窮乏へ

本節では『社会保険および関連サービス』（1942.12）を扱う。圧倒的影響力を持ったこの政府文書が、1940年代に貧困問題をどのように把握したか、その解決策は何でどのような前提を持っていたかを探る。

3-1 ベヴァリッジ報告の背景

Harris（1997: 368）などを援用しつつ、この報告書を可能にした直接の社会

的背景を次の5点に求めておこう。(1) 第二次世界戦争に勝ち抜くという士気高揚のため、組織された労働者の要望を絶対的に満たす必要があった。それには戦後再建計画としての戦争目的が必要だったのである。例えばコールのナフィールド再建調査、トインビーやカーの戦後再建計画がある。ベヴァリッジ委員会も再建計画の一環として、労働災害の補償問題からやや偶然に開始された。

(2) ティトマスが指摘したように、疎開や爆撃という戦況のもとで、平時には覆い隠されていた貧弱な医療サービス、都市における児童の貧困に注目が集まった。(3) 戦争による国民の社会的連帯という感覚であった。階級対立という思考は——一時的だったかもしれないが——消滅したのである。(4) 第一次世界大戦と同じ方向で、そして量的にははるかにしのぐ規模で、国家統制と経済管理が非常に拡大したためである。戦時における大計画という実験が、平時の先鞭になると考えられた。(5) 戦時体制によって完全雇用が現実になり、賃金も基幹産業で持続的に上昇した結果、貧困をもたらず残りの原因に集中する準備が整った。

ベヴァリッジ委員会は各省庁から中堅官僚を委員として集めたが、最後は議長のみが署名して公表された。

3-2 貧困観

『ベヴァリッジ報告』の詳細は他稿に譲り、ここではその貧困観に絞ろう。

ベヴァリッジは人類の五大悪 five giants を窮乏 want、疾病 disease、無知 ignorance、陋隘（不潔）squalor、無為（遊休、怠惰）idleness に分けた。この分類の構想は1942年6月の段階まで遡れる。そして、この段階で無為を最も困難な目標と想定していた。窮乏・疾病・無知については、比較的対策がたてやすいのに対し、陋隘と無為については、「国家計画」State planning、つまり土地や基幹業務の国有化が必要とされた。この5つは「一からの自由」を構成するという意味で、消極的自由²⁵に分類可能であろう。つまりここでの対象は、消極的自由を擁護する手段として「安全網」safety net が提唱されている。

無為の根絶まで視野に入れるという困難さを認識しながら、ベヴァリッジは報告書の中では窮乏に集中した。これはその他4つの害悪が重要性を持たないからではなく、窮乏こそ包括的な社会保障によって直接的に克服可能だからで

²⁵ バーリン Isaiah Berlin による二分法の通俗版。人間の行動に対する制約が欠如していること。積極的自由は自己統制・自己決定権と関連する。

ある。つまり段階を踏んだ計画や政策である。窮乏を克服する手段が社会保障 social security 計画であるが、それはもっと広い社会政策 social policy の一部である（段落 456²⁶）。

それでは窮乏とは何か。「家族や個人が健康で最低限の生活を送る——あるいは健康的な生存最低限の——healthy subsistence 手段を欠く状態」（段落 11）、「経済的にも道徳的にも正当化できない物質的な窮乏という恥辱の状態」（段落 455）である。逆に言うと、社会保障とは次の3つの場合に分類される「窮乏」が生じたとしても、最低限度までの所得を世帯内の個人に保障することである。「社会保険は国民最低限保障という政策の一部をなすべきである」（段落 411）。すなわち、収入の中断、稼働力の喪失、特別の支出の場合である。第1と第2の場合とは失業・疾病・労働災害・心身障害・老齢退職などである。第3の場合とは生誕・結婚・死去に関する特別支出である（段落 11、300）。社会保障とは「何よりも保険の計画である。拠出の見返りとして、最低限度の生存水準まで給付を行う。これは権利としてであって、資力調査 means test を付帯させない。そしてこの水準以上に個人が自由に付け加えられるようにする」（段落 10）。

こうした社会保障と窮乏の関係に、ベヴァリッジの貧困観——および本稿では触れないが、家族観——を抽出することができる。

彼の貧困観は、ロンドンとヨークにおける徹底的な生活調査によって大きく影響を受けた。これらは 1920 年代後半から 1930 年代に行われており、その規模と影響力と連続性という意味で、第2回の「科学的貧困調査」と言うべきセンサスであった。第1回のそれは言うまでもなく、チャールズ・ブースのロンドン調査とシーボーム・ラウントリーのヨーク調査である²⁷。第2回のロンドン調査は 1928 年から 1933 年にかけて行われ、『ロンドンにおける生活と労働に関する新調査』（1930-1935）として出版された。LSE を拠点とする調査であり、ベヴァリッジがその資金を調達し、ブースの補助もしていた元商務省次官・ラウエリン・スミスが指揮した。第2回のヨーク調査はラウントリー自身によって 1935 年から 1936 年にかけて再び行われ、『貧困と進歩』（1941）として出版さ

²⁶ 断りが無い限り、この表現で『ベヴァリッジ報告』（1942）の段落番号を示す。この場合は Beveridge (1942: 170, para. 456) の意味。

²⁷ 前者は 1886 年から 1903 年まで 17 年をかけた調査で、『ロンドンの人々における生活と労働』（1889-1903）として 17 巻出版された。後者は 1899 年に行われ、『貧困：都市生活の研究』（1901）として出版された。

れた。

ラウントリーは19世紀末に「第一次貧困」primary poverty という概念に到達していた。それは「その総収入が、単なる肉体的能率を保持するために必要な最低限度にも足りない家庭」(Rowntree 1902/1901: 86、訳97) のことである。「生活 living というよりも最低限の生存 bare subsistence の基準である」(Rowntree 1985/1941: 102)。最低限カロリー摂取から計算した食物費、地方税を含む家賃、衣服・光熱費などの家庭雑費という3つからなる。これは肉体の維持を問題にする「絶対的貧困水準」の科学的算出であった。しかしラウントリーは1918年までに、この貧困概念を越える「人間的な必要」human needs に基づいた「最低限賃金」minimum wages を提唱するようになった。これは「健康な生活に必要なものを保証すること to secure the necessities of a healthy life」(Rowntree 1984/1918: 121) であり、次のような具体的な例と数値が上がっている。「暖かく乾いた状態に体をさせて、慎ましい尊敬を維持する服装」(Rowntree 1984/1918: 100)。「女性の最低賃金には行楽や緊急時に向けた小遣い allowance」(Rowntree 1984/1918: 119)。つまり、保険料・組合費などの経費、通勤費、新聞やラジオの購入・聴取経費、切手・便箋の代金がまず完全に含まれた。そして週に3シリング4ペンスまでに限り、ビール・タバコ・贈答品、休暇・書物・旅行に費やす支出を許容された²⁸。この部分は社会的生活を営む上で、相対的に必要とされる最低限度の基準である。タウンゼント Peter Townsend (1928-) の用語にすれば、この部分がないと「相対的または社会的剥奪」relative or social deprivation が発生する²⁹。

ベヴァリッジはこの2つの貧困概念を熟知した上で³⁰、次のような2つの認識を得るようになった。第1に、19世紀末から比べて全般的な生活水準が向上しているにもかかわらず、なぜ貧困が根絶していないのか、という問いに答えを与えたことである。それは「仲間よりも相対的にひどく貧しくなっている」³¹と

²⁸ PRO, CAB 87/79/319692, "The Scale of Social Insurance Benefits and the Problem of Poverty", Memorandum by the Chairman, 16 January 1942, section 2, page 13.

²⁹ Townsend (1993: 17, 70)。ギデンズやブレアの用語では「社会的排除」social exclusion となる。タウンゼントはラウントリーの科学的・絶対的貧困基準に疑問を呈したが、その対象は1901年の出版物に限るべきであろう。

³⁰ 毛利 (1990: 203) および Harris (1997: 382) も見よ。

³¹ PRO, CAB 87/79/319692, *op. cit.*, section 6, page 14.

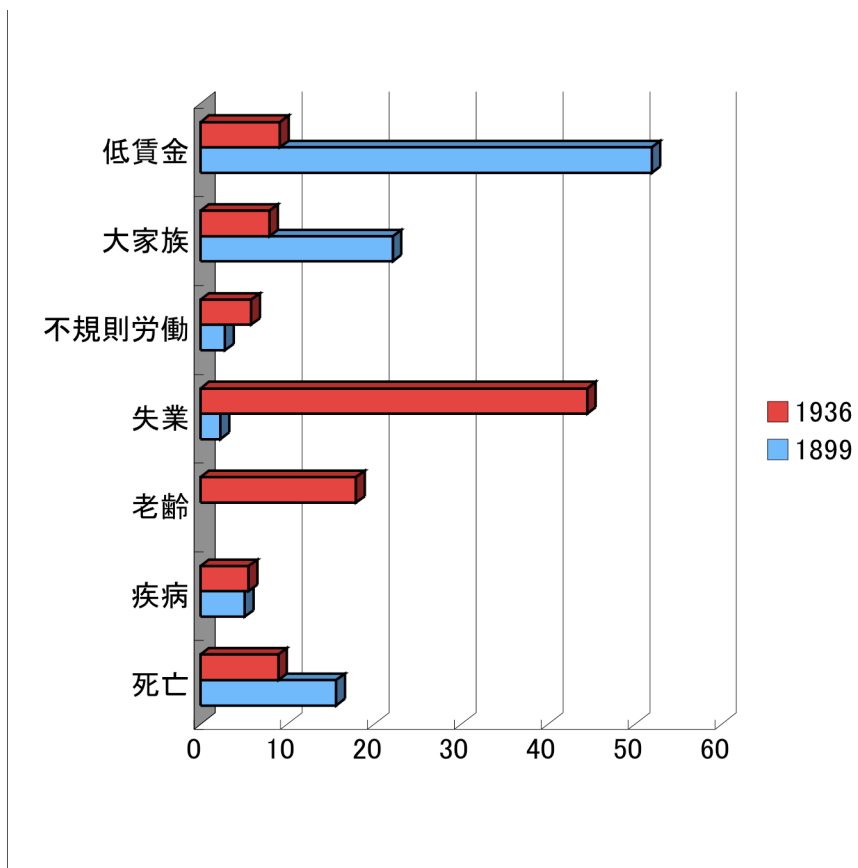


図1 ラウントリーによる第一次貧困の原因³³

いう認識である。たとえ絶対的な生活水準が向上しても、社会生活の変化により、相対的な豊かさ／貧しさが顕示されてしまう。第2に、労働者は災害や葬祭に備えた保険拠出を実際に行っており、「任意保険…によって、リスクに備える能力と要求をともに持つという印象的な証拠になった」³²。「人間的な必要」

の中には保険料拠出も含まれる一方で、様々な保険が拡大しているにもかかわらずまだ十分ではない³⁴。そこで社会保険の必要性と十分性が出てくるという認識である。

ベヴァリッジは次のように論じた。窮乏のうち4分の3から6分の5の間ぐらいが稼得力の中断・喪失に原因があり、残りの4分の1から6分の1の間が稼ぎと家族構成員の人数の不適切性に原因がある³⁵ (段落 11)。図1によると、1936年時点で大家族を原因とする「第一次貧困」は約8%、低賃金(約9%)を除く残りの項目は約83%のシェアを占める。これが主たる賃金所得者の失

³² *Ibid.*, section 15, page 16.

³³ Rowntree (1902/1901: 120、訳 134)、Rowntree (1985/1941: 110)より作成。主たる賃金稼得者の原因。横軸は%、1899年調査で老齢と疾病は同一項目。

³⁴ *Ibid.*, section 7, page 14.

³⁵ 「そしてなお窮乏を残存させているのは、ほとんどすべて2つの要因、すなわち稼得力の中断および大家族のためであった」(段落 411)。

業・老齢・死亡・疾病による貧困であった。1899年時点では、低賃金が約52%、次いで大家族の約22%、次いで扶養者の死亡が約16%であった。つまりこの30~40年の間に、貧困の原因が低賃金から失業その他に移ったのである³⁶。この調査から、ベヴァリッジは——児童手当によって大家族による貧困が緩和した後は——窮乏が低賃金ではなく、失業や老齢や疾病によって引き起こされると結論した。

3-3 窮乏対策とその前提

こうして貧困問題を社会保険で解決する道筋が開かれたが、そこにはまだ少なくとも2つの塞ぐべき陥穽がある。1つはその手段に絞ってよい前提をさらに明確化することであり、もう1つは社会保険以外の手段も確保しておくことである。

まず『ベヴァリッジ報告』には重大な3つの前提がある。児童手当の完備、包括的医療およびリハビリサービスの完備、そして完全雇用政策の推進である。第1の児童手当は、ラウントリーによる貧困原因から直接導かれ、ラスボーン等が強力に唱えていた施策である。「あらゆる規模の家族に対して、国民最低限保障は賃金体系では実際、保障できない」（段落411）。ここでも賃金体系以外で、大家族の貧困化を防ぐべきなのである。第2の前提は医療、および治療後のリハビリ・職業訓練という2つを内容とする。「リハビリテーションというのは、労働不能の者を何もできない状態から、十分な医療保護のもとに、生活者なり稼得者なりの状態に移らせる継続的な過程である」（段落251）。市民にとって疾病が速やかに完治することそれ自体が望ましいし、また速やかに労働市場に復帰できることが、怠惰や遊休を生まずに望ましい。第3の完全雇用も社会保障システムにとって不可欠な前提である。次の5つが理由となる。(1) 短い失業期間にのみ、権利としての無条件現金支給は正当化される。失業期間が長引けば、「完全な遊休なのに所得があるということで、道義心を低下させる」（段落440）。(2) 失業に関する唯一の満足な試金石は、仕事の提供である。この試金石は大量失業では役立たない。(3) 「大量失業の場合は、補償を受け

³⁶ 「賃金上昇は貧困の解決にはならないと証明されたのである。しかし発生した賃金上昇によって、次のことは確かになっただろう。つまり適切で中庸な所得再分配によって、もし貧困を根絶すると決意したならば、それができるほど豊かになる、ということである。」PRO, CAB 87/79/319692, *op. cit.*, section 12, page 16.

取っている者が失業状態になるために健康を回復したい、という気持ちに駆られることは全くない」(段落 440)。(4) 社会保険は「人間の幸福」のためには極めて不十分な支給額しかない。そのためそれを生活再建の唯一の手段とするのは危険であって、仕事の完全な継続ではないにしても、生産的雇用の理にかなった機会を市民に提供する必要がある。(5) 「給付支出を増大させ、こうした費用を負担する所得を減少させるという 2 点で、失業は最悪の無駄である」(段落 440)。1935 年から 10 年間続いた失業保険法定委員会では、平均 15% の失業率を想定してきた。この社会保障予算では、平均 10% が想定される。この前提は失業すべてをなくすのではなく、大量失業を消滅させ、同一人が何年も失業するという事態をなくそうとする意図である (段落 441)。

	1942		1918	1941
食費	13	食費	15/1	20/6
被服費	3	被服費	5/0	8/0
光熱費・雑費	4	光熱費	2/6	4/4
		家族の雑費	1/8	1/8
余裕額	2	個人の雑貨	5/0	9/0
家賃	10	家賃	6/0	9/4
合計	32	合計	35/3	43/6
条件	夫妻		夫婦子供3人	夫妻子供3人

表 1 最低限度の生活費³⁷

この前提のもと、窮乏を根絶する救済策、具体的な社会保障計画はどのようなものだろうか。それは 3 つの異なった手段を、異なったウェイトで組み合わせる体制である。すなわち、「基本的な必需物／ニーズ basic needs に対する社会保険、特殊ケースに対する国民扶助 national assistance、基本的な支給に付加するための任意保険」(段落 302) の 3 つである。この中で社会保険が最も重

³⁷ 1942 年は Beveridge (1942: 87, para. 222)、1918 年は Rowntree (1984/1918: 129)、1941 年は Rowntree (1985/1941: 28) から作成。15/1 は 15 シリング 1 ペンスを指す。

要な手段である。社会保険とは、被保険者による事前の強制的拠出³⁸を条件として、支払い時にその個人の資産がどうであろうとも、現金支払いをするという意味である。「この額はそれ自体で、あらゆる正常な場合に最低限度の生活を支えるのに必要な所得を与えるだろう」(段落 19 の vi)。そして社会保険とは国家による強制であること、各人が仲間と結束する **stand together with**³⁹ という 2 つの意味を持っている。国民扶助とは証明された基本的な必需品／ニードに対して、以前の拠出とは関係なく、しかし個人のおかれた状況を鑑みて、国庫から支出される現金支払いである。任意保険は個人の多様で自由な生活を許容あるいは奨励するため、この 2 つの手段とは別に国家が奨励すべき制度である(以上、段落 302)。社会保険は主幹だが、国民扶助と任意保険も側柱である。

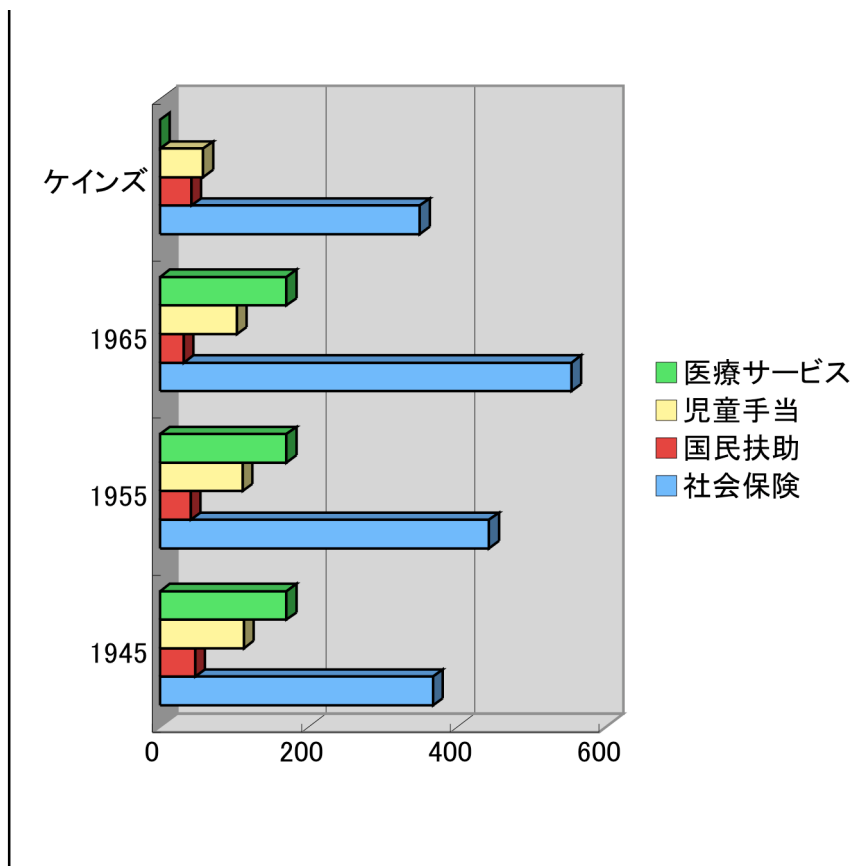
このような社会保障制度によって実現するのが、国民最低限保障である。それは国民保険と国民扶助によって支えられる「最低限生活給付——生存生活給付 **subsistence benefit**——」の実現である。

この国民最低限保障は、具体的な国家による給付額として次のように実現が図られた。まず基準は 1938 年価格で 32 シリングとなり、食費など内訳は表 1 のように与えられる。物価上昇を考慮して、25%増の週に夫婦で 40 シリング⁴⁰ (独身男女は 24 シリング) が実際には給付額の基準として勧告された(段落 231)。この数値は失業・労働不能・訓練および老齢退職年金(移行期間後)において、すべて同一である。寡婦給付や保護者給付はこの基準よりも低く、それぞれ 36、24 シリングとなる。児童手当は第二子から 1 人当たり 8 シリングで、完全な労働不能の労働災害年金は就業中稼得の 2/3 になる。女性に対して結婚と出産の一時金 **grant** が付き、有業の既婚女性にはそれに加えて出産給付もある。葬祭一時金もある(すべて 1938 年価格、段落 401)。また年齢と性別による区別があるが、代表的な拠出額は次のようになる(段落 403)。男性は週に 4 シリ

³⁸ 任意保険では、拠出額はリスクの程度によって異なるプレミアムとなる。しかし強制保険では多様なリスクは二次的重要性にあるとして、とりあえず捨象される(段落 272)。それゆえ均一拠出なのである。

³⁹ 邦訳にある「各人は平等の立場に立つ」(16 頁)という解釈は、深読みしすぎである。

⁴⁰ この水準が本当に「人間的な必要」も含ませる意図があったのかどうか、はっきりしない。確かに雑貨 **sundries** および余裕額 **margin** という項目に、社会的生活を営む上での経費が含まれる。しかし、それはラウントリーの数値と比べても非常に小さい。一圓(1982: 91-92)にこの問題は詳しい。



ング 3 ペンス⁴¹で、事業主の負担は週に 3 シリング 3 ペンスとなる。

図 2 社会保障予算（単位、100 万ポンド）⁴²

個別の給付というミクロ面だけでなく、国家予算というマクロ面も見ておこう。それは社会保障予算として計上されている。政府の保険数理部が作成した正式な青写真である。まず支出項目は大まかに、社会保険給付、国民扶助、児童手当、保健リハビリサービスに分けられている。1945 年の推計ではそれぞれ、3 億 6700 万、4700 万、1 億 1300 万、1 億 7000 万で、合計 6 億 9700 万（単位ポンド）となっている（段落 268）。図 2 にあるケインズの案は児童手当が半分で、医療サービスが当面は現行通りと想定するので計上されていない。収入項目は被保険者と雇用主からの拠出金、国庫や地方税からの補填に大別され、それぞれ 1 億 9400 万、1 億 3100 万、3 億 5100 万であり、その他と合わせて合計 6 億 9700 万となる。その割合は 28%、20%、50%である。他方、現行制度は 16%、19%、61%である。現行よりも被保険者の比率がかなり増大してい

⁴¹ 第 4 階層（その他の労働年齢に達している者）の場合、3 シリング 9 ペンス（女性は 3 シリング）に減額されている。また第 2 階層（自営業者など）の場合、当然に事業主の負担は存在しない。また若年は二層に分けられて、減額されている。

⁴² 下 3 つは（付録 A、段落 82）から、ケインズのは CW27: 231 から作成。

ることがわかる。逆に国庫負担割合は減っている。

3-4 福祉への第一段階

以上のような貧困観や窮乏根絶対策から、ベヴァリッジの普遍性および特殊性が同時に浮かび上がってくる。次の4点を指摘しておこう。

第1に、経済システム——特に労働市場——における価格介入が巧妙に避けられ、需要量あるいは供給量の介入か、または市場そのものを創造するという介入パターンが見られる。第一次科学的貧困調査で再発見されたように、もし低賃金が貧困の第一原因ならば、その有力な解決手段は最低賃金法や生存賃金の提唱のように、人為的な価格操作になろう。前節で見たように、この方式は経済学者に両義的な態度——つまり長期均衡への介入なのか、国民最低限保障の確保なのか——を強いた。しかしベヴァリッジは「今や労働条件よりも生活条件に集中することがより重要である」⁴³と述べ、賃金上昇に拘りすぎた今までの方策を批判した。むしろ労働市場に必要なのは——次節で検討する——職業紹介所、産業の適切な配置および完全雇用政策である。職業紹介所は求人・求職の情報を一元管理しつつネットワーク化して全面公開する方式であり、労働需給の量的な調整を直接に促す。産業の配置も、地域ごとの労働需給バランスを国家によって調整する方式である。完全雇用政策は言うまでもなく、こうした非価格介入はケインズ経済学とその理念に親和的である。また、経済学者を悩ましてきた社会権と均衡理論の両立というディレンマを、巧妙に回避する思考法となっている。

第2に、比喩的に言えば、ベヴァリッジの思考法は部分均衡論的である。つまり最初からすべての要因を同時に、相互依存的に考えるのではなく、重要な要素をその都度見つけ、他の要素をとりあえず一定と置いて考慮外に置くのである。そして次の段階では他の要素に光を当てることになる。この場合、窮乏の原因が社会保険でカバーできるような範囲に限定されるという特徴である。第2番目の貧困原因である大家族制は、児童手当の新設で対処できる。労働市場の滑らかな機能は、職業紹介所や完全雇用政策で期待できる。医療およびリハビリサービスは、別途必要となる。つまり窮乏に限定し、社会保険を称揚する方式は、むしろ便宜的な戦略とも考えられる。その便宜性は次の段階で破られ、より包括的な福祉論が出現する（4-1や4-3で後述）。

⁴³ PRO, CAB 87/79/319692, *op. cit.*, section 31, page 21.

第3に、ベヴァリッジはこの報告書で、国家と個人にそれぞれある種の義務を負わせ、それが新しい道徳観を構成する。それは次のような第3の指導原理から明らかである。「社会保障は国家と個人の協調によって達成されなければならない」。「安全保障を組織するとき、国家は誘因・機会・責任感を損なってはならない。つまり、ある国民最低限保障を確立するとき、自分自身 for himself や自分の家族のために、最低限度よりも多くを各個人が得るという自発的活動の余地を残し、これを奨励すべきである」（段落9）。具体的には、国家は財政の規律を守りつつ、国民全員に最低限の生存水準保証を提供しなければならない。個人は抛出を行った上で、通常の場合は国民扶助に頼らず、任意保険などによって最低限以上の生活を営む創意工夫が求められる。このような義務を遂行できる誘因両立的⁴⁴な制度も設計されている。社会保障予算と国庫の分離によって、たとえ完全な積立制年金ではないとしても、収入と支出の一致というノルムを守るべきなのである。また国民扶助が不利になるような心理的・金銭的装置⁴⁵も働いているので、あらかじめ怠けや騙しへの誘因をふさいでいる。この道徳観および制度設計は救貧法時代と全く異なる⁴⁶。

第4に、貧困は少数派に属する特殊な人間の問題ではなく、多数派に属する普通の人間に関係する。貧困問題とは、人間を自立できる尊敬すべき貧民、怠け者で罰すべき貧民、施しを与えるしかない不幸な無能力貧民に分類して、対処すべき懸案ではない。むしろ誰にでもいつでも発生するため、社会の構成員が等しく備えるべきリスク管理の問題である⁴⁷。ここにベヴァリッジが「貧困」

⁴⁴ 経済的思考の本質を現代風に言えば、(1)経済主体は誘因・動機に反応して、それを叶える行動をとる、(2)資源には制約がある、となろう。その上で「誘因両立的」incentive compatible とは、ある制度の導入によって新しい誘因が生じて行動が変わっても、その制度が崩壊しない（真正な選好の表明と全体の効率性が両立する）ことである。ベヴァリッジはこの2点を熟知していた。

⁴⁵ 国民扶助は「保険給付よりも何か望ましくないと感じさせなければならない。そうでなければ、被保険者は保険料を支払っても何の利益がないことになる。したがって扶助は、必ず扶助が必要であるという証明と資力調査を条件として支給される」（段落369）。

⁴⁶ 救貧法時代の道徳観は自立と節約の強制であり、制度設計は劣等処遇と市民権剥奪であった。

⁴⁷ この側面を福祉国家の機能として重視した文献に Falkingham & Hills

(1995) および Barr (2001) がある。特に Barr (2001: 訳1-2) は「貯金箱機能」も重視し、「福祉国家は単に貧困を軽減するためだけではなく、保険を

に代えて「窮乏」を持ってきた最大の理由がある。貧困という言葉に染みついた従前のイメージを払拭し、より正確な攻撃目標を設定したためであろう。低賃金を貧困の主要因としない理由、怠け者という分類が報告書に存在しない理由もこの系である。低賃金はかなりの程度、その労働者の生産性、すなわちどの程度に勤勉であるかに依存させることが可能である。また、報告書にある6つの階層（自営業、主婦、労働年齢に達している無業者⁴⁸、労働年齢以下や越える者）には、怠惰による離業者・遊休者はどこにも入らないかのような記述になっている（段落 317）。

ベヴァリッジの普遍性とは、貧困という一部の特殊問題を、福祉という全体の普遍的問題に変換した点である。貧困問題にはどうしても、上層の富裕者から下層の貧困者へという一方的な心理的眼差しおよび経済的資源移転がまとわりつく。しかしこれを窮乏問題と名づけ、誰にでも起こりうるリスク管理と定義すると、平等な市民間の相互扶助という水平的な人間関係になりうる。これはまさに20世紀中葉に成熟する福祉国家の前提条件であった。これをベヴァリッジにおける「福祉への第一段階」と呼んでおこう。つまりリスク管理という安全網が整備されたことだけを意味するのである。同時に、ベヴァリッジの特殊性とは、この問題の解決方法を多くの前提に依存させていることである。もしこの仮定、例えば完全雇用政策が瓦解してしまえば、そのまま社会保障システムが崩壊する危険性にさらされた。

それではベヴァリッジは第一段階で留まっていたのか、多くの仮定を放置していたのか。次の節で考察しよう。いずれにせよ「ゆりかごから墓場まで」⁴⁹というスローガンが醸し出す「サンタクロース国家」「無尽蔵の施し」という通俗的な福祉国家のイメージからは、はるかに遠ざかっていることがわかる。

供給し、消費を標準化するためにも存在する」と述べた。まさにこの側面をベヴァリッジは注目したのである。

⁴⁸ 4番目の分類の代表例は、16歳を超える学生、家事手伝いに従事する未婚女性、私有財産で生計を立てている者、社会保険計画で給付資格がない身体障害者である。保険料が支払えない場合は、「適用免除」*exemption* として保険料を払わない（段落 363）。この場合でも低賃金の勤勉な労働者であって、怠け者は前面に出ていない。

⁴⁹ *The Times*, 11 March 1943 の記事によれば、『ベヴァリッジ報告』はアメリカでも『風と共に去りぬ』に次いでベストセラーであると報告している。両者とも一晩で読めず、「ゆりかごから墓場まで」を扱い、ハラハラさせるとある。

第4節 経済との結節から包括的福祉へ

ベヴァリッジ理念は『ベヴァリッジ報告』のみでは十全にくみ取れない。ケインズ理論や理念との結合、および市民の義務の明確化まで考察して、初めてその全貌を語れるだろう。ここでは私人として作成した2つの報告書、『自由社会における完全雇用』（1944）と『自発的活動』（1948）を主に注目しよう。

4-1 経済との結節

ベヴァリッジは単なる慈善家ではなく、果実（経済的利益という帰結）を求める経済主体の合目的な行動を想定し、怠け者や騙す者が得をする制度にしないように設計していた（誘因両立性）。それだけでなく、『ベヴァリッジ報告』の作成過程でケインズやミードの側面支援を受け、社会保障予算の実行可能性や資金の調達可能性をより深刻に受け止め、勧告案を修正していった⁵⁰。しかし経済的思考との親和性はこの両面だけではない。次の著作で、経済の好循環性を描いたのである。つまり社会権（国民最低限保障）と両立する経済状態は、どのように再生産可能かという問題である。社会保障と完全雇用の補完性、循環拡大性である。

社会保障体制の重大な仮定である完全雇用に、注目が集まったのも自然であった⁵¹。ベヴァリッジは若き経済学者の助けも借りつつ、『自由社会における完全雇用』を1944年11月に出版した。この私的報告書はケインズ経済学と政策への深い理解と、それらを包含する独自の失業論から成っている。

ケインズ経済学への深慮は、経済体系の調整経路から判明する。ベヴァリッジはまず経済が自動調整機能を失っているとみなし⁵²、しかも有効需要による調整過程を描いた。「雇用は支出に依存」（Beveridge 1945/1944: 131, para. 175）し、全体の有効需要が不足するから失業が発生するのであった。すなわち賃金率の調整によって失業をなくすことはできない（ibid.: 96, para. 125）。そのため政策的に国家が完全雇用に見合う総支出を提供しなければならない。「有効需要の社会化」、例えば国家投資局——投資に関して「情報を入手し、補助を与え、また講師の企業による投資を共に調整する権限を持つ——の設立が有効である

⁵⁰ この事情は平井（2003: 745-753）、小峯（2007: 304-318）に詳しい。

⁵¹ 労働党の提案書（1944.4）、政府白書『雇用政策』（1944.5）など、先を争って完全雇用問題が議論され公表された。

⁵² 例えば、古典派と異なり、利子率が貯蓄と投資を均衡させることはない。

う。そして「二重予算」double budgetによって予算を管理すべきである。これは通常予算と臨時予算から構成される。収入と支出の厳格な一致が求められる予算と、不況時の赤字を好況時の余剰で賄う機動的な予算である」(ibid.: 181, para. 249)。以上、理論面からも政策面からも、ケインズの経済的思考を本質的に組み入れられている。

ただしこの中には1909年以來の失業論も併置されている。産業配置の統制と、労働移動の組織化である。第1に、せっきく全体としての有効需要（あるいは労働需要）が旺盛であったとしても、人口や産業に過疎過密があるために、地域ごとの斑な労働需要が発生し、ミスマッチが起こる。そこで生産拠点の偏在を是正するために、国家開発大臣のもとで産業を適切に配置する必要がある(ibid.: 170, para. 228)。第2に、一時的雇用者のように、待機している労働力が大量に存在している場合、または労働需要にすぐに応じることができない場合がある。これを解決するために、労働市場を完全に組織化し、移動のための障害を除去しなければならない(ibid.: 172, para. 233)。既に存在する職業紹介所だけでは不十分で、国家が職業訓練を提供すること、修了者に職を提供すること、長期の失業者には失業給付の条件を厳しくすることなども追加される。ベヴァリッジはマクロ全体の有効需要を喚起することを第一条件に考えていたが、同時にそれだけでは不十分とも感じていた。そこで第二条件としてミクロ的な労働需給の調整、第三条件として迅速な労働移動の確保も提唱した。いずれも価格（賃金）による調整ではないことに留意したい。

このようにケインズ理論への深い理解は、最終的に、社会権の保証された経済体系の拡大循環性に到達する。ベヴァリッジは次のように推論し、この方向性をケインズも完全に同意した。すなわち、1942年の社会保障計画が実施されれば国民最低限保障が確保される。それによって消費支出は維持され拡大する。失業や疾病の時と就業や健康の時、子供が多い人と少ない人、幸運な豊かな人から不運な貧しい人、それぞれの間に水平的・垂直的な所得再分配機能が働く。いずれも今までは維持できなかった所得が確保され、それはケインズ理論の立場から消費を増やし、有効需要経由で再び所得を増やす。これで完全雇用への道が容易になる。逆に完全雇用に近づけば、現在8.5%の失業者に向けた保険基金の財源が、3%以下に向けた負担で済む。同じ負担で多額の保険・年金への国庫助成および国民扶助が可能になる。ゆえに窮乏への闘いは、無為（失業）への闘いの一里塚である(ibid.: 160, para. 213; 255, para. 379)。ベヴァリッジ

は次のように結論した。

「社会保険と児童手当による窮乏の除去に伴う所得再分配は、それ自体で産業の生産物に対する需要の維持を助け、それゆえ失業を防止する強い力になるだろう。」(ibid: 255-256, para. 379)

「社会保険と児童手当は共に元々富を再分配する方法である。このようなよりよい分配が福祉を増進しないはずがないし、…肉体的な活力を養うことによって富を増加させることができる。それが管理上の浪費を伴うことなく、また生産意欲を減退させない限り、その分配が富を減少させることはない。」(Beveridge 1942: 167, para. 449)

つまり国民最低限保障と有効需要の拡大は、相互に強化し合うのである。

4-2 ケインズの賛意

ケインズは『ベヴァリッジ報告』も『自由社会における完全雇用』も、その基本的路線に大賛成した。前者に関しては、大蔵省顧問としてのケインズは大蔵省高官との関係も重視しており⁵³、その賛成がなければ到底、議会に改革のための法案を提出すらできないと熟知していた。後者に関しては、「貴著は極めて優れている」として、「その大部分に、総じて同感の念を抱いている」⁵⁴と吐露した。ケインズがなぜこうしたベヴァリッジ理念に賛成したのかについて、3つの側面がある。

第1に、その理念が内包する価値観に賛同したためである。それは社会保障の絶対的優先度、個人を墮落させない制度設計、水平的側面を重視する所得再分配機能という3つにさしあたり分けられる。(1) ケインズ自身、戦争目的や戦後の再建計画において、「社会保障が戦後の国内政策の第一目標となるべき」⁵⁵とするメモをチャーチル内閣のために作った。また栄養面も考慮しつつ、年金受給者・失業者・扶養家族などすべての人々に対して、最低限度生存水準までの保障を認めている。あるいは年金制度をすべての国民に拡張することにも明

⁵³ 「彼らの迷惑をかけるような危険を冒したくない」(CW27: 256、ケインズから母へ、1943.2.23)。

⁵⁴ CW27: 380、ケインズからベヴァリッジへの手紙、1944年12月16日。

⁵⁵ PRO, PREM 4/100/5, “Professor Keynes’ Memorandum on War Aims”, 13 January 1941. 1941年3月に閣内に閲覧されて公式文書となった。

確に賛成している⁵⁶。(2) 国家による福祉給付の弊害が予測された上で、個人の創意工夫を阻害させない制度・慣習が追求された。ケインズはベヴァリッジ案が完全な積立制年金になっていない点を見抜いた上で、なおこの擬制 fiction としての基金を重要な利点があるとする。なぜなら「個々のサービス費用を、それが提供される源泉と可能な限り関連づけることが、いっそう重要となる」からであり、「健全な会計を維持し、効率性を測定し、節約を励行し、物事に要する費用について公衆に適切に知らしめる唯一の方法」だからである⁵⁷。またこの計画案は自助と国家救済を適切に組み合わせるものであるが、この側面にもケインズは全面的に賛成する。「私は人々が病気や労働不能に備えて、最低救済金を上回る額を用意する友愛組合などの組織を奨励したい、という点であなたと同意見である」⁵⁸。(3) 貧富の差を縮める方向性が両者で合致している⁵⁹。ケインズは「経済社会の顕著な欠陥は、完全雇用を提供することができないことと、富および所得の恣意的で不公平な分配である」(CW7: 372) と述べた。2つの要素が並列されているものの、『一般理論』の体系は大部分、完全雇用の成立可能性に向けられており、所得再分配機能についてはやや付け足しに述べられているに過ぎない。貯蓄ではなく消費や投資が重要なため、富の偏在——したがって高い貯蓄率や高い利子率——は必要なくなるという論法であった。ベヴァリッジも次のように、所得再分配政策の意味を次のように述べている。

「窮乏は賃金稼得層の内部で——富裕層に触れることなく——所得を再分配することによって、この戦前に廃止し得たはずであった。これは所得再分配が賃金稼得層に限られるべきだと示唆しているわけではない。…窮乏の廃止は共同体の経済的資源で容易にかなう…ということを示唆しているに過ぎない。」(Beveridge 1942: 段落 449)

つまりベヴァリッジは労働者自身が拠出して、自分の仲間および自分自身を互恵的に助ける事態を第一に置いている。これを水平的な再分配と呼ぶことがで

⁵⁶ この議論は小峯 (2007: 314-315、注 39-44) を見よ。

⁵⁷ CW27: 224-225、ケインズからホプキンスへ、1942.7.20。この明言は「ケインズ=放蕩な赤字財政主義」という認識を持つ者を困惑させる。

⁵⁸ CW27: 205、ケインズからベヴァリッジへ、1942.3.17。

⁵⁹ CW27: 218、ケインズからミードへ、1942.7.1。

きるだろう。もちろんその過程で、富者から貧者へ垂直的な再分配も行われるであろう（特に公的扶助の原資や、保険料の国庫および雇用主の負担）。その付随も望ましいが、あくまで第二義である。後者を福祉国家の確定的イメージとする立場からは、かなり離れてしまっている。以上の3つで、ケインズがベヴァリッジ理念に賛同していたことがわかる。

第2に、これらの案が自らの経済分析によく合致し、それを強化することが認識されていたためである。それには多くの要素がある。まず有効需要を景気循環の中で平準化し、強化する観点がある。ケインズはミードの保険料変動案に賛成した。所得税の削減よりも、拠出金の削減は支出を増加させそうだからである⁶⁰。また国民所得がベヴァリッジ案では負債の数倍の速さで増大する⁶¹と期待されるからである。次に雇用対策も期待できる。ベヴァリッジは当初の案で「解雇税」dismissal taxを提唱していたが、ケインズはこの案に非常に魅力を感じた。労働者を解雇する事業主に、懲罰的な拠出を追加的に求める案であり、不当な解雇を回避させる手段と考えられる⁶²。次に楽観的な経済予測もある。ベヴァリッジの年金案は実は、現在の拠出と現在の給付を一致させており、多数いる現在の労働人口が少数の老齢人口を導入時は支えるという仕組みになっている。ケインズはこの仕組みをやむを得ないと認めた。終戦食後の混乱をうまく乗り切れれば、工業も農業の成長を見込めるので、将来の負担を過大に今から気に病む必要はないという立場であった⁶³。最後にベヴァリッジ案はマクロ経済の把握がなされており、国民所得推計に基づいている。これは集計された需要と供給の両面が考えられている点や、通常の前算とは別途に「社会保障前算」という新しいバランスシートが考えられている点である。均衡すべき短期の通常（経常）前算と、中長期で均衡すべき長期の資本前算の峻別をケインズは説いた。社会保障前算は中長期の考察であり、国庫から補助されるとしても別枠での考慮が必要であった。

第3に、最も重要だが、ケインズによる正統派経済学からの脱却が、必然的に社会保障体制と結びつく思考類型になっていた点である。ケインズによる革

⁶⁰ CW27: 218、ケインズからミードへ、1942.7.1。

⁶¹ CW27: 259-260、貴族院でのケインズ演説の草稿（未実現）。

⁶² 純粋な労働市場均衡論からすると、解雇税は労働コストを人為的に高めるという意味で、その攪乱になる。しかしケインズが賛同している理由は、そうした介入も労働市場には許されると判断されたからかもしれない。

⁶³ CW27: 259、貴族院でのケインズ演説の草稿（未実現）。

新の1つは、長期と短期の捉え方の逆転である⁶⁴。スミスの自然価格、ヴィクセルの自然利子率、マーシャルの正常価格が典型であるように、経済学の本流では長期（＝実物＝正常）の均衡を重心として、短期（＝貨幣＝異常）の変動があると認識してきた。この思考法をケインズは逆転させた。「私はどんな社会においても…仮説的な各雇用水準に対して、1つの異なった自然利子率が存在するという事実を見逃していた。…従って唯一の自然利子率について語ったり…示唆したりすることは誤りであった」（CW 7: 242）。「貨幣当局が行う政策の性質とは無関係に、いつでも有効であるような唯一の長期均衡位置は存在しない。それとは反対に、異なった政策に対応する多数のそのような位置が存在する」（CW 29: 55）。ここまで利子率による調整が直接には念頭にある。ケインズの想定する経済には、貨幣と生産物をつなぐ貸付資金市場は機能せず、貯蓄と投資を一致させる利子率の機能は破棄されている。

同様の論法で、労働市場の清算をもたらす賃金率の機能も放棄されている⁶⁵。この発想は、労働市場を長期的には清算する正常賃金率と——組合や法律の力で定まる——現実の賃金率との対立を描く正統的な経済学的思考と対照的である。長期均衡のノルムという発想を持つ限り、最低賃金などの価格介入とは両立しない。ケインズによれば労働市場は有効需要によって総需要や所得が決まった後に、労働供給と労働需要が別々に存在するだけの残余、事後的な舞台である。それは市場というよりも慣行が支配する生活の場である⁶⁶。金融政策⁶⁷によって変化する複数の利子率のうち、完全雇用に対応するものもある。全く同様に、社会政策によって複数の賃金率が実現するならば、そのうちの1つに国民最低限保障の水準（最低限生存賃金）と両立する賃金率が存在してもよい。しかも財政政策を含む完全雇用政策と、この国民最低限保障の政策はさらに両立しうる。なぜならケインズは呼び水としての公共事業の内容として——レトリックとして悪名高いピラミッド建設や穴掘り（CW7:129-130）ではなく——社会資本の整備を第一義に置いている。社会資本とはこの場合、道路と住宅を

⁶⁴ この点は菱山（1993: 99, 105, 127）によって強調された。

⁶⁵ ケインズは実際の行動（他人・他業種との相対賃金）と労働契約（貨幣賃金）によって、実質賃金が労働需給のパラメーター（清算機能）を果たしてないと考えている。CW7: 12-13を見よ。

⁶⁶ ケインズによると「利子率は…むしろ高度に慣行的な現象」（CW7: 203）と捉えられるが、それは賃金率も同様である。

⁶⁷ 柱は長期利子率の大幅な下落である。

筆頭にして、電力・鉄道・湾港の整備や農業の再建も含む⁶⁸。つまり社会共通資本の整備によって、国民生活の向上と産業の効率化に資するのである。このように推論することによって、ケインズは長い間経済学者を悩ませてきたディレンマを解決したのであった。すなわち社会権と経済システムの両立である。

ベヴァリッジの側には、社会保障体制を軸として、ケインズ経済学を受け入れる素地が存在した。低賃金による貧困をとりあえず軽視することで、価格介入の必要がない社会保障制度を考案することができた。経済への介入は、市場創造的であり、量的であり、情報の収集と公開という形であった。ケインズの側にも、新しい経済学を軸として、社会保障の理念を受け入れる素地が存在した。短期の位置を人為的に定めることで、長期の趨勢がそれに応じて定まるのであり、長期の一般均衡というノルムが超然として存在するわけではない。そうならば、国民最低限保障という社会権を外部から導入しても、それに合わせた調整と拡大がケインズ経済学の内部で可能である。こうした双方での受入可能性こそ、「福祉国家の合意」をもたらして強固にした理由である。

4-3 自発的活動と市民権

ベヴァリッジ理念は経済社会における安全網の構築だけではない。そのような社会に生きる市民が、仲間と社会に対してどのような義務をさらに負うのか、その考察が必要となる。ベヴァリッジは三部作の最後として、『自発的活動：社会進歩の方法に関する報告書』を1948年4月に出版した⁶⁹。そして晩年は平和運動に尽力した。

この報告書の中で、社会的紐帯を回復する市民の心得と国家の支援が勧告された。その中心的な概念が自発的活動 *voluntary action*——政府の統制下になく有償・無償の行為——である。ただし営利動機と個人的儉約は考察せず、社会的良心に従った公共目的の行為を対象とする。それは相互扶助と博愛である (Beveridge 1948: 9)。「社会サービス国家」が実現したとしても、自発的活動すべき領域が多い。一般的なニーズとは二種類に分かれる。まず、生活水準が

⁶⁸ この提唱は『イギリス産業の未来』(1928)や「ロイド・ジョージはそれをなしうるか」(1929)に見られる。松川(1991: 89)やCW9: 99を参照。呼び水や社会資本の提唱については美濃口(2001: 575, 577)を見よ。

⁶⁹ 国民貯蓄友愛組合の資金援助であった (Beveridge 1948: 12)。

向上して余暇が増えた労働者に関して、余暇の中身を吟味することである⁷⁰。次に、複雑になった現代社会に関して、全国社会サービス協議会を通じて、仲間として市民の相談に応じることである (ibid.: 286)。この2つは全市民を対象にしている。また特殊なニーズもある。非典型的な少数派の市民に対しても、目配りを怠るべきではない。例えば、遺棄され虐待された児童、心身障害者、慢性的疾患患者、未婚の母と子、釈放された元受刑者、不幸な家庭の主婦などである (ibid.: 226)。

イギリスは友愛組合を典型として、こうした社会的紐帯を確保する伝統を有している。この領域は国家の活動や市場の機能によっても掬えない。むしろ両者の緩衝地帯である社会（共同体）の領域である。国家の活動は直接的であるが、個人の信条や行き方に関わる領域について、「自由社会では国家の直接行動はできない」(ibid.: 286)。また、「営利動機に支配された社会は悪い社会である」(ibid.: 322)とも判断される。とすれば、どちらの領域でも掬い取れない場面で、仲間の市民に関して、緩い形での自発的活動を広げることが、市民の控えめな義務になる。

なおベヴァリッジは戦後、2つの運動に力を入れた。1つは住宅政策であり、もう1つは平和運動である。まず住宅公社総裁として、快適で安価な住宅を提供した。産業と人口の適切な配置、陋隘根絶への挑戦、キリスト教に代わる人工的な共同体の創造という目的であった。また「統一世界トラスト」の理事 trustees として、連邦主義による平和推進が唱えられた。「社会サービス国家」はイギリス一国のものではなく、次々に拡大すべきである。戦争の種と土壤を除去するためには。国家主権の一部を放棄し、連邦政府の適切な管理（法の支配）に委ねるべきであった⁷¹。このように自発的活動の推奨と同じく、五大悪すべてに立ち向かうとともに、能動的な市民とは何かという問いかけもある。

ここにおいてベヴァリッジ理念は完成した。今までは仄めかされていただけの「市民の義務」に焦点を当て、市民の安全を確保するより包括的な手段も考慮されたためである。これはベヴァリッジにおける「福祉の第二段階」と呼べ、跳躍台 **spring board**⁷²の働き、すなわちより質的に向上する高次な人間への可能

⁷⁰ ベヴァリッジはギャンブルの悪徳を挙げている。国家による矯正ではなく、教育の普及、および市民の相互扶助による高次な消費への誘導が必要となる。

⁷¹ 以上の2点については、小峯（2007: 47-50）を見よ。

⁷² 社会保障の両面的な働きの指摘は、塩野谷（2003: 248）にある。

性を保証することである。「権利の確認というよりもむしろ義務の強調として、次のような条件が現れる。すなわち、2回の世界大戦によって中断され、その結果として停滞していた文明の進歩を、人間性のみが取り戻せるという条件である」(ibid.: 14、強調は原典)。たとえ完全雇用が成立し、社会保障制度が完成しても、国民最低限保障だけで市民社会が構成されるわけではない。そこには自発的活動という広大な領域がある。この領域を市民が自覚して尊重し、国家も資金援助を与えなくてはならない。これが貧困から窮乏へ、窮乏から福祉へとベヴァリッジ理念が拡大してきた意味である。

「そしてついに人間社会は1つの友愛組合になる。…それぞれが自由な生活を持ち、それぞれが共通目的とその目的に奉仕する紐帯によって、他の全ての人を結びつけている各部門が提携した秩序 an Affiliated Order of branches である。」(ibid.: 324、強調は原典)

第5節 福祉国家の現実化と空洞化

こうしてベヴァリッジ理念は完成した。次の段階はこの理念がどのように、どの程度に実現され、改変を受けていったかである。まず立法措置を一瞥した後、保守党と労働党の態度、そしてその意味を探っていこう。

5-1 福祉六法

『ベヴァリッジ報告』が公表されてから1940年代末に至るまで、福祉六法と呼ばれる立法措置を振り返っておこう。

福祉六法

1944年8月 (バトラー) 教育法

1945年6月 家族手当法 1946年8月実施

1945年7月 総選挙 (保守党 213、労働党 393)

1946年7月 国民保険(業務災害)法 1948年7月5日実施(約束の日)

1946年8月 国民保険法 同上実施

1946年11月 国民保険サービス法 同上実施

1948年5月 国民扶助法(救貧法の完全廃止)

その他関連法

1946年 労働争議・労働組合法

1946年 住宅法、家賃統制法

1946年 ニュータウン法

1947年 都市・農村計画法

1949年 小住宅取得法

この中で特に国民保健サービス NHS を取り上げておく。これは包括的医療サービスを無料で提供するもので、むしろ中産階級以上が金銭的な恩恵を受けた。下層階級は慈善医療によって既に無料給付されてきたからである⁷³。ただし貧民の汚名をそそぐことはできた。この意味で全国民に普遍的な医療サービスを無料で提供するという理念が実現。しかし同時に、財政的な破綻を導いた。導入者であった保健省ベヴァンは、国民が健康になれば医療費が減少すると想定していた。しかし医療需要は急性疾患から慢性疾患へ、高度医療へと変換し、医療費が減らないという現実であった⁷⁴。

5-2 保守党内閣

『ベヴァリッジ報告』は国民的な熱狂をもたらしたが、政府内部の雰囲気は冷ややかであった。特にベヴァリッジの勧告を緊急に精査するフィリップ委員会（1943年初頭）では、その報告の全面否定に近い勧告を出した。この委員会では最低限度生存費保障の原則が否定され、給付額も財政状況に依存させ、児童手当は 5 シリングに減額された。また全領域に関する再調査が勧告され、ベヴァリッジ報告の棚上げが目指された（毛利 1990: 247）。特に完全雇用とのリンクは切れた。ただし教育法と家族手当法はチャーチル内閣で法案が成立した。前者はバトラー教育法と呼ばれ、1988年の教育改革法で抜本的に変更されるまで、戦後長らくイギリスの教育行政を規定し続けた。公共教育の強化という基本線であった。後者はおおむねベヴァリッジ報告の線上にある法律だが、手当は 5 シリングに減額されている。また家族手当という用語が使われているが、

⁷³ 「NHS の成果は、以前の健康保険医の制度と同様、とりわけ貧しい地域の医療にそれまで以上の多くの財源をつぎ込んだことであった」(Clarke 1996: 223、訳 214)。

⁷⁴ 武田（1999: 168-170）の指摘による。

実質的には扶養者のうち児童のみを援助対象としている。

政府は戦後の再建計画について、消極的であるだけでは許されなかった。2つの白書が目を引き。ともに1944年に公表された『雇用政策』および『社会保険』である。前者は完全雇用という言葉を巧妙に避けているが、「安定した高い水準の雇用を維持することが、政府の主要な目標および主要な責任の1つ」⁷⁵と宣言された。またその手段は総需要管理政策であり、ここにケインズのマクロ経済的理解の浸透を見ることができる。高雇用を維持するという目標はサッチャー政権が放棄するまで、長らくイギリスの政治的目標となり続けた。後者の白書については、ベヴァリッジ報告における原則の受諾と拒否が混合していた。受諾の部分はニーズと被保険者の包括性、均一拠出および均一給付、社会保障省の設立であった。ただし国民最低限保障あるいは最低限度生存保障の部分は否定された。この2つの白書はベヴァリッジ報告がもたらした民衆の熱狂に後押しされた。

1958年の蔵相辞任劇も見ておこう。蔵相ソーニークロフトは家族手当の減額や医療費の一部有料化を予算案に組み込んだが、閣内で拒否されて辞任した。保守党内閣といえども、この時期は福祉国家の合意を崩すことはできない象徴であった（毛利 1999: 12）。

5-3 労働党内閣

政府白書の宣言にもかかわらず、チャーチル内閣のベヴァリッジ報告に対する消極性は、ついに1945年7月の総選挙で保守党に敗北をもたらした。それゆえ、福祉国家理念の実現はアトリー労働党内閣⁷⁶に委ねられたのである。実際、矢継ぎ早に法案が通り、福祉六法が整った。制度的にはベヴァリッジ理念の一応の実現とみなせる。

ただしそこには最初から大きな差も存在した。最大の差は拠出原則の棚上げである。ベヴァリッジにとって社会保障の要諦は、拠出を主とする社会保険であった。国民扶助はあくまで従であった。この位置関係を実現するために、ベヴァリッジは老齢退職年金の完全実施を1965年に遅らせ、それまでの20年間は経過措置して減額された年金を勧告していた。また社会保障省を新設し、保険と扶助を統一的に扱う必要性を説いた。しかし労働党政府は老齢退職年金の

⁷⁵ *Employment Policy*, Cmd. 6527, foreword, May 1944.

⁷⁶ 動員解除、基幹産業の国有化、帝国の清算という課題も同時に遂行された。

完全即時実施を決めた。これは支出項目の激増をもたらした。また国民保険省と国民扶助庁⁷⁷は独立したままであった。このため、国民扶助の受給者は1948年の発足時には84万人であったのが、1954年には180万人に膨れあがった。この事態はベヴァリッジ理念を二重の意味で裏切ることになった。まず国民扶助は全額国庫負担であるから、社会保障予算が破綻してしまう。次に国民扶助は資力調査を伴うから、「貧民の汚名」という感覚を払拭できず、救貧法体制からの決別が不可能になってしまう。ベヴァリッジ理念はその実施当初から大きな蹉跎に直面することになった。国民扶助に頼る体制がいったん実現してしまえば、それこそが福祉国家理念そのものと認識されていく。高度成長によって社会保障の原資が確保できた時代は、その誤解・認識変換でも大きな問題を生まなかった。しかし低成長の時代になれば、この差は決定的に違ってくる。

その他の差異も存在した。1945年の家族手当法により普遍的な児童手当が実現したが、その額はベヴァリッジ案の8シリングではなく、5シリングであった（赤木 2005: 109）。また10シリングの給付を労働党政府は実現しようとしたが、インフレーションを考慮に入れると、実質給付はベヴァリッジ水準の4分の3であった（大沢 1999: 108）。国民保健サービス（NHS）は医療を無料で提供するという最も野心的な試みであったが、朝鮮戦争の戦費調達問題もあり、1951年の労働党内閣において、医療費の一部負担が決定された。NHSの生みの親であるベヴァン労働大臣は、この「大砲かバターか」という論争で辞任した。均一拠出の原則も当初から激論を呼んでいた。これは逆進性を持つ人頭税であり、全体の拠出総額も増えないという理由で、大きな反対を迎えた。1950年代から1960年代にかけて、段階的年金制度が導入され、失業給付などに所得比例の保険料がかかることになった。労働不能給付に関しては国有化が見送られた。無業の妻は国民保険の適用外とされ、離婚や別居した場合の手当は実現しなかった（大沢 1999: 108）。また有業の妻もベヴァリッジが勧告した水準よりも低い給付しか認められなかった。そして新居に対する家具補助金や主婦の家事支援補助金も実現しなかった。

⁷⁷ 1948年の国民扶助法で成立し、1966年の社会保障省設置で廃止された。1934年の失業法で成立した失業扶助庁の拡大版と考えられる。小山（1978: 246, 260）。なおこの失業法で、ベヴァリッジを委員長とする失業保険法定委員会も設置された。

5-4 貧困の根絶？

こうした変換やねじれにもかかわらず、1950年代には労働党から保守党まで、ベヴァリッジの「窮乏からの自由」が完遂したという合意が成立していた（毛利 1990: 249）。「1950年代初期に入るまで、＜福祉国家＞を真剣に問い直す声はほとんど出なかった」（Briggs 1994: 310、訳 456）。労働党の理論的支柱クロスランド Anthony Crosland（1918-1977）によれば、「第一次貧困は大部分駆除された。『ベヴァリッジ革命』は完遂された。こうしてイギリスは、…『福祉国家』の名称を誇っている。…歴史的目標はおおむね達成されたのである」（Crosland 1980/1956: 59）と胸を張った。これは1956年の文章であり、1967年の改訂版でも変わっていない。アトリー内閣のあと四代に渡って続いた保守党内閣（1951-1964）の時代でも、国庫における社会保障費の比率を徹底的に下げるという意味での大幅な改変はまったく行われなかった。まさに福祉国家の合意が堅牢として実現していたのである。労働党政権の自画自賛と、保守党の追従が存在した。両党の政治家を組み合わせるバツケリズムと呼ばれたように、まさに福祉国家は、表面的には国民的合意を迎えていたのである。

しかしこの蜜月は長く続かなかった。1950年代から制度的に本質的な変更があり、1960年代から「貧困の再発見」が叫ばれたのである。1951年には早くも医療無料化が断念され、1954年には所得比例の拠出型高齢年金が導入された⁷⁸。同時に、低賃金の問題が復活した。全員が窮乏していた時代が去り、人々が比較的裕福になればなるほど、そこから取り残される「相対的な貧困」が露わになってくる⁷⁹。代表的な批判者キンケイドは「大幅な所得再分配が伴わない限り、決して十分な社会保障制度を築くことができない」（Kincaid 1975/1973: 11、訳 3）という信念から「ベヴァリッジは一般的な目標として社会的平等を考えなかった」（ibid.: 32、訳 24）と断罪した。タウンゼントは数々の貧困調査を行う場合、「社会的剥奪」という概念で貧困を測定しようとした。その結果、高齢化社会と大家族を主な原因として、貧困が現存すると指摘した。総じて、ベヴァリッジへの批判は所得の絶対水準——そしてその指標——が不十分であること、強力な所得分配機能より平等化を目指していないこと、この2点にあった。

⁷⁸ 福祉国家を擁護するティトマス、タウンゼント、エーブルスミスが労働党の原案を作った（大沢 1999: 116）。

⁷⁹ 「福祉国家の理想と現実が綿密に検証されるようになったのは、比較的＜裕福＞な1950年代になってからであった」（Briggs 1994: 310、訳 456）。

ただし経済成長によって、こうした不満は覆い隠されていた。1980年代に大きな理念転換があるまで、表面上は福祉国家体制が存続していた。しかし深部では、この体制は上記の2つの不満を逸らすかのように、対応して大きな理念上の変換が密やかに起こっていた。第1に、福祉国家を支える経済的実行可能性がますます軽視されがちだったこと。拋出原則が崩れ、誰がその財源を負担するかという問題である。第2に、「もともと貧困の救済をめざしていた1つの制度が、平等主義者の再分配手段に変貌して」(Hayek 1960: 289、訳 50) いったこと。絶対的貧困ではなく、相対的不平等が解決すべき標的になったことである。こうして国民扶助や資力調査の比率が増え、租税（特に累進課税）の強化が叫ばれた。現実の福祉国家はベヴァリッジ理念からは遠ざかり、「施し」dole⁸⁰という1930年代のイメージが再び定着させた。

ベヴァリッジ理念のうち、国家による窮乏の廃止という部分は大いに共鳴され、国民最低限保障・社会権の国家による確立という思想は定着した。しかしその廃止を国民保険で主に行うという部分は当初から削られ、実現することはなかった。国民保険による福祉の実施は、単なる手段の問題ではない。またその前提や社会観、つまりベヴァリッジ理念の総体と不可分である。そこに凝縮されているのは、国民最低限保障（第一次貧困のみならず、人間的必要も埋め込み可能⁸¹）、ある種の道徳性（健全な拋出、工夫や節約の余地、誘因両立性）、柔軟だが健全な財政基盤（二重予算、擬制ではあるが積立年金制）、社会的紐帯の存在（リスク管理、自発的活動による仲間へのまなざし）、他国と共存する平和志向（連邦主義⁸²）、そして経済体系との連携（社会権を前提としたケインズ経済学）である。様々な福祉国家批判⁸³が存在する中、この一体化したパッケージ⁸⁴は、現代でも有効ではないだろうか。

⁸⁰ このイメージこそ、1935年の失業保険法定委員会議長として、ベヴァリッジが払拭したかった。

⁸¹ それゆえ他と比べた場合の低賃金問題、つまり社会的剥奪も視野内にある。

⁸² なお福祉国家の国民主義的限界とその拡大的展開の詳細については、ミュルダールに委ねられた。藤田（2005）を参照。

⁸³ 社会保障財源に必要な高い税率によって資本や労働に対する誘因を損ねること、大きな政府を指向して行政の非効率が起こること、中央集権的な福祉サービスが需要を掴み損ねること、選択の自由を奪うこと、などがある。

⁸⁴ 「社会保障は利他的な制度に見えるけれども、基本的には利己的な判断を公正の観点から社会的に統合したもの」（塩野谷 2002: 277）。

ベヴァリッジ理念と現実に実現した福祉国家制度との差異を認識することで、その理念の現代性（普遍性）や限定性（歴史制約）を逆に浮き彫りにできる。その再確認は現代的な福祉問題に、少なからぬ寄与をするであろう。

第6節 おわりに

改めて、経済思想の歴史において、貧困や福祉の問題群を考える意義とは何だろうか。2つの暫定的な答えを用意しておこう。第1に、経済システムの内部で、貧困の根絶や福祉の向上にどの程度寄与し、また制約となるかを考察するだけでなく、福祉問題が否応なくもたらす経済の境界領域——経済-社会-政治のトライアングル——への考察を深められること。第2に、経済思想家が今までも重要な貢献をしてきたことを整理し、正統な経済学的思考のみならず、多様で多元的な思考が再発見され、現代に活かす機会となること。

この観点から本論をまとめておこう。社会権の立法化が進んだ1940年代までに、貧困や福祉をめぐる経済思想は大きく進歩を遂げていた。しかし公正（社会的正義）と効率（経済的合理性）の問題に対して、前者を切り離すか、居心地の悪い併存にしておくか、後者を隷属させるか、という思考法に分類され、両者を調停する論理と制度が発見できなかった。その1つの調停方法がベヴァリッジとケインズによってもたらされ、それが「福祉国家の合意」となった。ベヴァリッジは貧困への対処を人生のリスク管理問題としてスライドさせ、価格機能をできるだけ損なわせない社会保障制度を考案した。そこには一部の特殊な貧困者だけでなく、全員の普遍的な市民が考察され、さらに窮乏から自由のみならず、能動的な市民になるための条件が考察された。ケインズはベヴァリッジ計画の経済的実現可能性を高めた。それだけでなく、今までの正統的な経済学的思考（長期＝ノルム）を破棄し、社会権と両立する経済学の体系を考案した。両者の思想は補完的であると同時に、相互を強化する。まさに両者が貧困と福祉の問題に一定の答えを出したのは、必然的であった。

参考文献

- Barr, N. (2001) *The Welfare States Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty, and the Role of the State*, Oxford: Oxford University Press.
菅沼隆監訳『福祉の経済学—21世紀の年金・医療・失業・介護—』光生館、

- 2007。
- Beveridge, W. H. (1942) *Social Insurance and Allied Services*, Cmd. 6405, London: His Majesty's Stationery Office. 山田雄三監訳『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂、1969。
- Beveridge, W. H. (1944/1945) *Full Employment in a Free Society*, New York: W. W. Norton & Company. Inc. first published in 1944 by London: Allen & Unwin.
- Beveridge, W. H. (1948) *Voluntary Action: A Report on Methods of Social Advance*, London: George Allen & Unwin Ltd.
- Briggs, A. (1994) *A Social History of England: From the Ice Age to the Channel Tunnel*, new edition, first published in 1983, London: Weidenfeld and Nicolson. 今井宏ほか訳『イングランド社会史』筑摩書房、2004。
- Cannan, E. (1912/1908), "The Economic Ideal and Its Application to Countries or Nations", in Cannan (1912), *The Economic Outlook*, London: T. Fisher Unwin 270-280.
- Cannan, E. (1917/1914), *Wealth: A Brief Explanation of the Causes of Economic Welfare*, second edition, London: P. S. King & Son, Ltd.
- Cannan, E. (1930) "The Post-War Unemployment Problem", *Economic Journal*, Vol. 40, No. 157. March, 1930, 45-55.
- Chapman, S. J. (1930) "Hours of Labour", *Economic Journal*, Vol. 19, No. 75. September, 1909, 353-373.
- Chapman, S. J. & H. M. Hallsworth (1909) *Unemployment: The Results of an Investigation made in Lancashire and an Examination of the Report of the Poor Law Commission*, Manchester: Manchester University Press.
- Clarke, P. (1996) *Hope and Glory: Britain 1900-1990*, London: Penguin Book. 西沢保ほか訳『イギリス現代史 1900-2000』名古屋大学出版会、2004。
- Clay, H. (1929/1926) "The Authoritarian Element in Distribution", first read before Section F of the British Association, in H. Clay (1929) *The Problem of Industrial Relations*, London: Macmillan.
- Clay, H. (1929) "The Public Regulation of Wages in Great Britain", *Economic Journal*, Vol. 39, No. 155. September, 1929, 323-343.
- Cole, G. D. H. (1918) *Labour in the Commonwealth: A Book for the Younger*

- Generation*, Swarthmore Press.
- Cole, G. D. H. (1935) *The Principles of Economic Planning*, London: Macmillan.
- Cole, G. D. H. (1940) "J. A. Hobson (1858-1940)", *Economic Journal*, Vol. 50, No. 198/199. June - September, 1940, 351-360.
- CW vol. 7 *The General Theory of Employment, Interest and Money*, 1973(1936). 塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社、1983。
- CW vol. 9 *Essays in Persuasion*, 1972(1931). 宮崎義一訳『説得論集』東洋経済新報社、1981。
- CW vol. 27 *Activities 1940-1946: Shaping the Post-War World: Employment and Commodities*, 1980. 平井俊顕・立脇和夫訳『戦後世界の形成 雇用と商品—1940～46年の諸活動—』東洋経済新報社、1996。
- CW vol. 29 *The General Theory and After: A Supplement*, 1979.
- Falkingham, J. and J. Hills (eds.) (1995) *The Dynamic of Welfare: The Welfare State and the Life Cycle*, New York: Prentice Hall/Harvester Wheatsheaf.
- Fukagai, M. (2006) "Diversity of the Projects of Welfare and Justice: British Political and Economic Ideas in the Second Half of Nineteenth Century", at the first Eshet- Jshet Meeting, "Markets, Knowledge and Governance in the History of Economic Thought", Sophia-Antipolis, Nice, France, 17-20 December 2006.
- Harris, J. (1997) *William Beveridge: A Biography*, revised paperback edition, Oxford: Oxford University Press.
- Hayek, F. A. (1960) *The Constitution of Liberty*, London: Routledge & Kegan Paul. 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 III 福祉国家における自由』(ハイエク全集 第I期第7巻[新版])、春秋社、2007。
- Hicks, J. R. (1959) *Essays in World Economics*, Oxford: Clarendon Press. 大石泰彦訳『世界経済論』岩波書店、1964。
- Kincaid, J. C. (1975) *Poverty and Equality in Britain: A Study of Social Security and Taxation*, revised, first published in 1973, Harmondsworth, UK: Penguin Books. 一圓光彌訳『イギリスにおける貧困と平等—社会保

- 障と税制の研究—』光生館、1987。
- Komine, A. (2004) “The Making of Beveridge’s Unemployment [1909]: There Concepts Blended”, *The European Journal of the History of Economic Thought*, 11(2), Summer 2004, 255-280.
- Pigou, A.C. (1907/1910) “Memorandum on Some Economic Aspect and Effects of Poor Law Relief”, 981-1000, in *Appendix*, Volume 9, Minutes of Evidence, Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress, Cd. 5068, London: His Majesty of Stationary Office and Wyman & Sons. Ltd.
- Polanyi, K. (1957/1944) *The Great Transformation*, Beacon Paperback Edition, Boston: Beacon Press (First published by New York: Rinehart & Company, Inc., in 1944). 吉沢英成ほか訳『大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社、1975。
- P. W. S. A. (1954) " An Appreciation of Sir Henry Clay", *The Journal of Industrial Economics*, Vol. 3, No. 1. December, 1954, 1-8.
- Rowntree, B. S. (1902/1901) *Poverty: A Study of Town Life*, second edition, first published in 1901, London: Macmillan. 長沼弘毅訳『貧乏研究』(株)千城、1975。
- Rowntree, B. S. (1984/1918) *The Human Needs of Labour*, London et al: Thomas Nelson and Sons, Ltd., first published in 1918.
- Rowntree, B. S. (1985/1941) *Poverty and Progress*, New York and London: Garland Publishing Inc., first published in 1941 by London: Longmans, Green and Co.
- Tawney, R. H. (1952) *The Acquisitive Society*, reprinted, first published in 1921, London: G. Bell & Sons. 「獲得社会」山下重一訳、『イギリスの社会主義思想』(世界思想教養全集 17)、河出書房新社、1963。 ,
- Taylor, A. J. P. (1976) *English History 1914-1945*, reprinted with revised bibliography, first published in 1965, Oxford: Clarendon Press, 1976. 都築忠七訳『イギリス現代史 1914-1945』みすず書房、I 巻、II 巻。
- Townsend, P. (1993) *The International Analysis of Poverty*, New York and London: Harvester Wheatsheaf.

- 赤木誠 (2005) 「両大戦間期イギリスにおける家族手当構想の展開—調査・運動・制度設計—」『社会経済史学』、71(4)、2005年11月、91-110。
- 安保則夫 (2005) 『イギリス労働者の貧困と救済—救貧法と工場法—』明石書店。
- 一圓光彌 (1982) 『イギリス社会保障論』光生館。
- 江里口拓 (2001) 「イギリス福祉政策思想史—20世紀初頭における貧困・失業をめぐる諸思想—」『経済学史学会 年報』第40号、2001年11月、13-22。
- 大沢真理 (1986) 『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』東京大学出版会。
- 大沢真理 (1999) 「社会保障政策—ジェンダー分析の試み—」、毛利健三編『現代イギリス社会政策史 1945-1990』ミネルヴァ書房、89-153所収。
- 小峯敦 (2007) 『ベヴァリッジの経済思想—ケインズたちとの交流—』昭和堂。
- 小山路男 (1978) 『西洋社会事業史論』光生館。
- 塩野谷祐一 (2002) 『経済と倫理—福祉国家の哲学—』東京大学出版会。
- 鈴木興太郎 (2007) 「規範的経済学の非厚生主義的・非帰結主義的基礎—ピグー、ヒックス、センの連結環—」『経済研究』(一橋大学経済研究所)、Vol. 58, No. 2, April 2007, 97-109.
- 関嘉彦 (1952) 『英国社会主義—労働党の理論家たち—』弘文堂。
- 武田文洋 (1999) 「医療保障政策—成功と挫折の交錯—」、毛利健三編『現代イギリス社会政策史 1945-1990』ミネルヴァ書房、155-224所収。
- 新村聡 (2005) 「ヒュームとスミスにおける経済発展と不平等」、経済学史学会第69回大会、報告集。2005.5。
- 八田幸二 (2007) 「ホブソン 異端の経済思想」、小峯敦編 (2007) 『福祉の経済思想家たち』ナカニシヤ出版、138-148。
- 菱山泉 (1993) 『スラッファ経済学の現代的評価』京都大学学術出版会。
- 平井俊顕 (2003) 『ケインズの理論—複合的視座からの研究—』東京大学出版会。
- 藤田菜々子 (2005) 「ミュルダールにおける福祉国家形成論—方法論的・理論的枠組みからの検討—」『経済学史研究』第47巻1号、2005年6月、65-78。
- 松川周二 (1991) 『ケインズの経済学—その形成と展開—』中央経済社。
- 美濃口武雄 (2001) 「ケインズの経済政策：真のケインズ政策とは何か」『一橋論叢』(日本評論社)、Vol. 125, No. 6, 2001年6月、565-581。
- 毛利建三 (1990) 『イギリス福祉国家の研究—社会保障発達の諸画期—』東京大学出版会。
- 毛利健三編 (1999) 『現代イギリス社会政策史 1945-1990』ミネルヴァ書房。

山脇直司 (2007) 『グローバル公共哲学—「活私開公」のヴィジョンのために—』
東京大学出版会。

若森みどり (2003) 「ヘンリー・クレイにおける産業、組織、協業—1916～1929
年—」『経済学史学会 年報』第 44 号、2003 年 11 月、45-58。

渡会勝義 (1997) 「マルサスの経済思想における貧困問題」『Study Series』(一
橋大学社会科学古典資料センター) No. 38、1997 年 3 月。

渡会勝義 (2000) 「デイヴィド・リカードウの救貧論と貯蓄銀行」『Study Series』
(一橋大学社会科学古典資料センター) No. 45、2000 年 3 月。